ＥＴＦ設定・交換の決済に係る清算制度の導入に伴う「業務方法書」等の一部改正について

I.　改正趣旨

ＥＴＦ設定・交換の決済に係る清算制度の導入に伴い、業務方法書等について、別紙のとおり所要の改正を行う。

II. 改正概要	（備　考）
１．清算対象取引及び清算適格要件	
（１）清算対象取引	
・ ＥＴＦの設定・交換に係るＥＴＦ並びに金銭及びＥＴＦ構成銘柄の授受を、当社の現物取引に係る証券取引等清算業務（以下「現物清算制度」という。）の清算対象取引とする。	・業務方法書第３条第２項第１２号、第１３号
（２）清算適格要件	
・ 清算適格要件として、当該ＥＴＦの受託者が登録ＥＴＦ信託銀行であること、当該ＥＴＦが上場していること、現物設定・現物交換型のＥＴＦの場合には全てのＥＴＦ構成銘柄が現物清算制度の対象であること、当該ＥＴＦの設定・交換を現物清算制度の対象とすることが事前に届け出られていること等を定める。	・業務方法書第４６条第２項
２．清算参加者制度等	
（１）現物清算参加者	・業務方法書第５条第２項１号、第４５条の３等
・ 現物清算参加者は、清算適格要件を満たすＥＴＦの設定・交換に係る債務負担を申し込むことができる。	
（２）ＥＴＦ特別清算参加者	
・ 管理会社（ＥＴＦに係る投資信託の委託者である投資信託委託会社をいう。以下同じ。）がＥＴＦの設定・交換に係る債務負担の申込みを行うための清算資格（以下「ＥＴＦ特別清算資格」という。）を新設し、同資格を取得した管理会社をＥＴＦの設定・交換に係る清算参加者（以下「ＥＴＦ特別清算参加者」という。）とする。	・業務方法書第５条第２項８号、第４５条の３等
・ ＥＴＦ特別清算参加者によるＥＴＦ特別清算資格に係る清算基金及び当初証拠金の預託は不要とする。	・業務方法書第１５条の２第１項、第１６条第１項

（３）登録ＥＴＦ信託銀行

・ 当社は、ＥＴＦ設定・交換に係る決済事務を行う主体である信託銀行を、その申請に基づき「登録ＥＴＦ信託銀行」として登録する。

・ 当社とＥＴＦ特別清算参加者との間の上場有価証券及び金銭の授受については、当社の口座とＥＴＦ特別清算参加者がＥＴＦの銘柄ごとに指定する登録ＥＴＦ信託銀行の口座との間で行う。

・業務方法書第６条第１１項、第１２項、第１０条の４等

・業務方法書第５６条第３項

３．ＥＴＦ特別清算参加者の決済不履行時等の処理

・ ＥＴＦ特別清算参加者が当該ＥＴＦの設定・交換を実施できないおそれがあると当社が認めた場合には、当社は、当該ＥＴＦ特別清算参加者に係る債務負担を停止できるものとする。

・ ＥＴＦの設定・交換について、当社口座においてＥＴＦが新規記録される前又は抹消される前に、ＥＴＦ特別清算参加者が当該ＥＴＦの設定・交換を実施できないと当社が認めた場合には、当該設定・交換に係る未履行債務は、債務負担の申込み時に遡って効力を失うものとし、当社は現物清算参加者から受領した上場有価証券・金銭を当該参加者に返還する。

・業務方法書第７９条の３の２

４．その他

・ その他所要の改正を行う。

Ⅲ．施行日

２０２１年１月１８日から施行する。

※ただし、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、２０２１年１月１８日から施行することが適当でないと当社が認める場合には、同日以後の当社が定める日から施行する。

以　　上

ＥＴＦ設定・交換の決済に係る清算制度の導入に伴う関連諸規則の一部改正について

目　　次

		(ページ)
１	業務方法書の一部改正新旧対照表	2
２	登録ＥＴＦ信託銀行契約書（内国法人用）	49
３	登録ＥＴＦ信託銀行契約書（外国法人用）	50
４	業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表	51
５	手数料に関する規則の一部改正新旧対照表	58
６	措置評価委員会規則の一部改正新旧対照表	66
７	当初証拠金所要額に関する規則の一部改正新旧対照表	68
８	清算基金所要額に関する規則の一部改正新旧対照表	75
９	証券決済未了の場合及びバイインの取扱いに関する規則の一部改正新旧対照表	78
１０	有価証券引渡票に関する規則の一部改正新旧対照表	83
１１	清算参加者に対する検査に関する規則の一部改正新旧対照表	86

業務方法書の一部改正新旧対照表

新	旧
目次 第１章　（略） 第２章　清算参加者 　第１節　（略） 　第２節　清算資格の取得（第６条－第１０条の４） 　第３節～第５節　（略） 第３章　（略） 第４章　債務の引受け等（第４５条の３－第４６条の２） 第４章の２～第６章　（略） 第７章　清算参加者の決済不履行時の措置等 　第１節　通則（第７５条の２－第７９条の２） 　第２節　クロスマージン特別清算料（第７９条の３） 　第３節　ＥＴＦ特別清算参加者の決済不履行時の措置等（第７９条の３の２・第７９条の３の３） 第８章　（略） 付則 （清算対象取引） 第３条　（略） ２　清算対象取引は、次の各号に掲げる取引（当社が定めるものに限る。）とする。 （１）～（１１）　（略） （１２）　証券投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和２６年法律第１９８号。以下「投信法」という。）第２条第４項に規定する証券投資信託をいい、その信託財産の一口当	目次 第１章　（略） 第２章　清算参加者 　第１節　（略） 　第２節　清算資格の取得（第６条－第１０条の２） 　第３節～第５節　（略） 第３章　（略） 第４章　債務の引受け等（第４６条・第４６条の２） 第４章の２～第６章　（略） 第７章　清算参加者の決済不履行時の措置等 　第１節　通則（第７５条の２－第７９条） 　第２節　クロスマージン特別清算料（第７９条の２） 　（新設） 第８章　（略） 付則 （清算対象取引） 第３条　（略） ２　清算対象取引は、次の各号に掲げる取引（当社が定めるものに限る。）とする。 （１）～（１１）　（略） （新設）

たりの純資産額の変動率を金融商品市場における相場その他の指標の変動率に一致させるよう運用する旨及びその受益証券が金融商品取引所に上場される旨を同法第４条第１項に規定する投資信託約款に定めたものに限る。以下同じ。）の設定（追加設定を含む。以下同じ。）、証券投資信託の元本の一部の償還又は上場投資信託受益証券（証券投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）と上場投資信託構成銘柄（金融商品取引法施行令第１条の１０第１号に規定する上場有価証券等のうち、当該証券投資信託の運用の対象とする各銘柄のもの又はその信託財産に属するものをいう。以下同じ。）との交換に係る上場投資信託受益証券又は金銭若しくは上場投資信託構成銘柄の授受	（新設）
（１３）　前号に掲げる取引に基づく債務を履行するために行う上場投資信託受益証券又は金銭若しくは上場投資信託構成銘柄の授受	
３　（略）	３　（略）
（休業日） 第４条　当社は、前条第２項第１号から第１０号まで、第１２号及び第１３号に掲げる清算対象取引については、次の各号に掲げる日を休業日（以下単に「休業日」という。）とする。 （１）～（７）　（略）	（休業日） 第４条　当社は、前条第２項第１号から第１０号までに掲げる清算対象取引については、次の各号に掲げる日を休業日（以下単に「休業日」という。）とする。 （１）～（７）　（略）
２～５　（略）	２～５　（略）
６　前２項の場合には、当社は、あらかじめその旨を清算参加者及び第１０条の４第１項の規定により登録を受けた信託会	６　前２項の場合には、当社は、あらかじめその旨を清算参加者及び指定市場開設者に通知する。

社等（以下「登録ＥＴＦ信託銀行」といい、清算参加者と合わせて以下「清算参加者等」という。）並びに指定市場開設者に通知する。	
（清算参加者） 第５条　（略） ２　前項に規定する清算資格は、現物清算資格、国債先物等清算資格、指数先物等清算資格、貴金属先物等清算資格、ゴム先物等清算資格、農産物先物等清算資格、ＦＸ清算資格及びＥＴＦ特別清算資格の８種類とし、それぞれ次の各号に定めるものとする。 （１）　現物清算資格は、第３条第２項第１号及び第７号から第１０号まで、第１２号及び第１３号に掲げる清算対象取引について当社が行う金融商品債務引受業の相手方となり、及び有価証券オプション取引について当該取引の権利行使により成立する対象有価証券の売買の相手方となるための資格とする。 （２）～（７）　（略） （８）　ＥＴＦ特別清算資格は、第３条第２項第１０号、第１２号及び第１３号に掲げる清算対象取引（同項第１０号に掲げる取引にあっては、買付けに限る。）のみについて、当社が行う金融商品債務引受業の相手方となるための資格とする。	（清算参加者） 第５条　（略） ２　前項に規定する清算資格は、現物清算資格、国債先物等清算資格、指数先物等清算資格、貴金属先物等清算資格、ゴム先物等清算資格、農産物先物等清算資格及びＦＸ清算資格の７種類とし、それぞれ次の各号に定めるものとする。 （１）　現物清算資格は、第３条第２項第１号及び第７号から第１０号までに掲げる清算対象取引について当社が行う金融商品債務引受業の相手方となり、及び有価証券オプション取引について当該取引の権利行使により成立する対象有価証券の売買の相手方となるための資格とする。 （２）～（７）　（略） （新設）
３　この業務方法書においては、前項第１号に定める現物清算資格を有する者を現物清算参加者と、同項第２号に定める国債先物等清算資格を有する者を国債先物等清算参加者と、同項第３号に定める指	３　この業務方法書においては、前項第１号に定める現物清算資格を有する者を現物清算参加者と、同項第２号に定める国債先物等清算資格を有する者を国債先物等清算参加者と、同項第３号に定める指

数先物等清算資格を有する者を指数先物等清算参加者と、同項第４号に定める貴金属先物等清算資格を有する者を貴金属先物等清算参加者と、同項第５号に定めるゴム先物等清算資格を有する者をゴム先物等清算参加者と、同項第６号に定める農産物先物等清算資格を有する者を農産物先物等清算参加者と、同項第４号から第６号までに定める清算資格のいずれかを有する者を商品先物等清算参加者と、同項第７号に定めるＦＸ清算資格を有する者をＦＸ清算参加者と、同項第８号に定めるＥＴＦ特別清算資格を有する者をＥＴＦ特別清算参加者という。	数先物等清算資格を有する者を指数先物等清算参加者と、同項第４号に定める貴金属先物等清算資格を有する者を貴金属先物等清算参加者と、同項第５号に定めるゴム先物等清算資格を有する者をゴム先物等清算参加者と、同項第６号に定める農産物先物等清算資格を有する者を農産物先物等清算参加者と、同項第４号から第６号までに定める清算資格のいずれかを有する者を商品先物等清算参加者と、同項第７号に定めるＦＸ清算資格を有する者をＦＸ清算参加者という。
４　第２項第１号から第７号までに規定する各清算資格は、当社が行う証券取引等清算業務に関して、清算資格の種類ごとに、有価証券等清算取次ぎを行うことができない清算資格（以下「自社清算資格」という。）と、第３章に定めるところにより有価証券等清算取次ぎを行うことができる清算資格（以下「他社清算資格」という。）に区分し、自社清算資格を有する清算参加者を自社清算参加者と、他社清算資格を有する清算参加者を他社清算参加者と称する。	４　第２項各号に規定する各清算資格は、当社が行う証券取引等清算業務に関して、清算資格の種類ごとに、有価証券等清算取次ぎを行うことができない清算資格（以下「自社清算資格」という。）と、第３章に定めるところにより有価証券等清算取次ぎを行うことができる清算資格（以下「他社清算資格」という。）に区分し、自社清算資格を有する清算参加者を自社清算参加者と、他社清算資格を有する清算参加者を他社清算参加者と称する。
第２節　清算資格の取得等	第２節　清算資格の取得
（清算資格の取得の申請及び承認等）	（清算資格の取得の申請及び承認）
第６条　金融商品取引業者（第一種金融商品取引業又は第二種金融商品取引業を行う者に限る。以下同じ。）は、自社清算資格又は他社清算資格の別を示して、取得しようとする清算資格の種類ごとに、当社が定めるところにより、当社に清算資	第６条　金融商品取引業者は、自社清算資格又は他社清算資格の別を示して、取得しようとする清算資格の種類ごとに、当社が定めるところにより、当社に清算資格の取得の申請を行うことができる。この場合において、取得しようとする清算

格の取得の申請を行うことができる。この場合において、取得しようとする清算資格が次の各号に掲げる清算資格であるときは、当該各号に定める者に限り申請を行うことができることとする。	資格が次の各号に掲げる清算資格であるときは、当該各号に定める者に限り申請を行うことができることとする。
（１）～（４）　（略）	（１）～（４）　（略）
２～５　（略）	２～５　（略）
６　投資信託委託会社（投信法第２条第１１項に規定する投資信託委託会社をいう。以下同じ。）及び投資信託委託会社になろうとする者は、当社が定めるところにより、当社にＥＴＦ特別清算資格の取得の申請を行うことができる。	（新設）
７　（略）	６　（略）
８　（略）	７　（略）
９　（略）	８　（略）
１０　（略）	９　（略）
１１　信託会社等（投信法第３条に規定する信託会社等をいう。以下同じ。）は、証券投資信託の受託者（当該証券投資信託に関し受託者と信託契約を締結し信託事務の委託を受けた信託会社等がある場合は、当該信託会社等。以下同じ。）であること又は証券投資信託の受託者になろうとするものであることを示して、当社が定めるところにより、当社に登録ＥＴＦ信託銀行の登録の申請を行うことができる。	（新設）
１２　当社は、前項 の規定により登録ＥＴＦ信託銀行の登録の申請があった場合において、登録申請者が審査により適当であると認めるときは、当該登録ＥＴＦ信託銀行の登録の承認を行う。	（新設）
（清算資格の要件） 第７条　前条第１項又は第２項の申請（貴	（清算資格の要件） 第７条　前条第１項又は第２項の申請（貴

金属先物等清算資格、ゴム先物等清算資格又は農産物先物等清算資格に係る申請を除く。）に係る同条第７項の審査は、清算資格の取得申請者に関する次の各号に掲げる事項その他証券取引等清算業務の運営に関して必要と認める事項について行うものとする。 （１）・（２）　（略） （３）　業務執行体制 清算対象取引についての第４６条に定める債務の引受けに係る約定（有価証券オプション取引の権利行使により成立する対象有価証券の売買又は取引、第３条第２項第４号に規定する国債証券先物オプション取引の権利行使により成立する国債証券先物取引及び同項第６号に規定する指数オプション取引の権利行使により成立する取引、証券投資信託に関して同項第１２号及び第１３号に規定する取引、第４６条の２に定めるギブアップの成立により新たに負担する債務に係る取引並びに第６４条の規定に基づく有価証券の貸借を含む。）の決済、損失の危険の管理及び法令（法及びその関係法令をいう。以下同じ。）、法令に基づく行政官庁の処分、この業務方法書その他の規則の遵守に関し適切な業務執行の体制を備えていること。	金属先物等清算資格、ゴム先物等清算資格又は農産物先物等清算資格に係る申請を除く。）に係る同条第６項の審査は、清算資格の取得申請者に関する次の各号に掲げる事項その他証券取引等清算業務の運営に関して必要と認める事項について行うものとする。 （１）・（２）　（略） （３）　業務執行体制 清算対象取引についての第４６条に定める債務の引受けに係る約定（有価証券オプション取引の権利行使により成立する対象有価証券の売買又は取引、第３条第２項第４号に規定する国債証券先物オプション取引の権利行使により成立する国債証券先物取引及び同項第６号に規定する指数オプション取引の権利行使により成立する取引、第４６条の２に定めるギブアップの成立により新たに負担する債務に係る取引並びに第６４条の規定に基づく有価証券の貸借を含む。）の決済、損失の危険の管理及び法令（法及びその関係法令をいう。以下同じ。）、法令に基づく行政官庁の処分、この業務方法書その他の規則の遵守に関し適切な業務執行の体制を備えていること。
２　前条第３項の申請に係る同条第７項の審査は、清算資格の取得申請者に関する次の各号に掲げる事項その他証券取引等清算業務の運営に関して必要と認める事項について行うものとする。 （１）・（２）　（略）	２　前条第３項の申請に係る同条第６項の審査は、清算資格の取得申請者に関する次の各号に掲げる事項その他証券取引等清算業務の運営に関して必要と認める事項について行うものとする。 （１）・（２）　（略）
３　前条第１項、第２項又は第４項におけ	３　前条第１項、第２項又は第４項におけ

る貴金属先物等清算資格、ゴム先物等清算資格又は農産物先物等清算資格の申請に係る同条第７項の審査は、清算資格の取得申請者に関する次の各号に掲げる事項その他証券取引等清算業務の運営に関して必要と認める事項について行うものとする。 （１）～（６）　（略）	る貴金属先物等清算資格、ゴム先物等清算資格又は農産物先物等清算資格の申請に係る同条第６項の審査は、清算資格の取得申請者に関する次の各号に掲げる事項その他証券取引等清算業務の運営に関して必要と認める事項について行うものとする。 （１）～（６）　（略）
４　前条第６項の申請に係る同条第７項の審査は、清算資格の取得申請者に関する第１項第１号及び第３号に掲げる事項その他証券取引等清算業務の運営に関して必要と認める事項について行うものとする。	（新設）
（清算資格の取得手続の履行） 第８条　当社が第６条第７項の規定により清算資格の取得の承認を行ったときは、当社は、同条第９項の規定により当社が指定した期日の前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。第６４条第３項第２号及び第４号を除き、以下同じ。）までに、清算資格の取得申請者（ＥＴＦ特別清算資格の取得の申請者を除く。）をして、清算基金の預託その他当社が定める清算資格の取得手続を履行させるものとする。	（清算資格の取得手続の履行） 第８条　当社が第６条第６項の規定により清算資格の取得の承認を行ったときは、当社は、同条第８項の規定により当社が指定した期日の前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。第６４条第３項第２号及び第４号を除き、以下同じ。）までに、清算資格の取得申請者をして、清算基金の預託その他当社が定める清算資格の取得手続を履行させるものとする。
２　清算資格の取得申請者（特定承継金融機関等である者を除く。）が第６条第９項の規定により当社が指定した期日の前日までに、前項の手続を履行しないときは、その清算資格の取得申請を取り下げたものとみなす。	２　清算資格の取得申請者（特定承継金融機関等である者を除く。）が第６条第８項の規定により当社が指定した期日の前日までに、前項の手続を履行しないときは、その清算資格の取得申請を取り下げたものとみなす。
３　当社が第６条第８項の規定により清算資格の取得の承認を行ったときは、当社は、当社がその都度定める日までに、清算	３　当社が第６条第７項の規定により清算資格の取得の承認を行ったときは、当社は、当社がその都度定める日までに、清算

資格の取得申請者をして、清算基金の預託その他当社が定める清算資格の取得手続を履行させるものとする。	資格の取得申請者をして、清算基金の預託その他当社が定める清算資格の取得手続を履行させるものとする。
（清算資格取得の日） 第９条　当社は清算資格の取得申請者が前条第１項又は第３項の規定による手続（同項の規定による手続にあっては、第６条第９項の規定により当社が指定した期日までの日を当社が履行の期日と定めたものに限る。）を履行したときは、同項の規定により当社が指定した期日に、当該申請に係る清算資格を付与する。 ２　当社は、前項の規定により清算資格の取得申請者に清算資格を付与したときは、その旨を当該清算資格を有する各清算参加者、各登録ＥＴＦ信託銀行（現物清算資格又はＥＴＦ特別清算資格を付与したときに限る。）及び当該清算資格に係る清算対象取引に係る金融商品市場を開設する指定市場開設者に通知する。	（清算資格取得の日） 第９条　当社は清算資格の取得申請者が前条第１項又は第３項の規定による手続（同項の規定による手続にあっては、第６条第８項の規定により当社が指定した期日までの日を当社が履行の期日と定めたものに限る。）を履行したときは、同項の規定により当社が指定した期日に、当該申請に係る清算資格を付与する。 ２　当社は、前項の規定により清算資格の取得申請者に清算資格を付与したときは、その旨を当該清算資格を有する各清算参加者及び当該清算資格に係る清算対象取引に係る金融商品市場を開設する指定市場開設者に通知する。
（清算資格の区分の変更） 第１０条の２　第６条第１項、第２項、第４項、第５項、第７項から第９項まで、第７条、第９条、第２３条第２項及び第２６条の規定は、清算参加者がその有する清算資格の区分を変更する場合について準用する。この場合において、第６条第１項、第２項、第４項、第５項及び第７項中「清算資格の取得」とあるのは「清算資格の区分の変更」と、同項、第７条及び第９条中「清算資格の取得申請者」とあるのは「清算資格の区分の変更申請者」と、第６条第９項並びに第７条第１項第２号及び第３項第２号中「清算資格を取得すべき期日」	（清算資格の区分の変更） 第１０条の２　第６条第１項、第２項、第４項から第７項まで、第７条、第９条、第２３条第２項及び第２６条の規定は、清算参加者がその有する清算資格の区分を変更する場合について準用する。この場合において、第６条第１項、第２項、第４項、第５項及び第６項中「清算資格の取得」とあるのは「清算資格の区分の変更」と、同項、第７条及び第９条中「清算資格の取得申請者」とあるのは「清算資格の区分の変更申請者」と、第６条第８項並びに第７条第１項第２号及び第３項第２号中「清算資格を取得すべき期日」とあるのは「清算

とあるのは「清算資格の区分を変更すべき期日」と、第９条第１項中「清算資格を付与する」とあるのは「清算資格の区分を変更する」と、同条第２項中「清算資格を付与したとき」とあるのは「清算資格の区分を変更したとき」と、第２３条第２項中「喪失申請」とあるのは「自社清算資格への区分の変更申請」と、第２６条中「喪失」とあるのは「区分変更」と、それぞれ読み替えるものとする。	資格の区分を変更すべき期日」と、第９条第１項中「清算資格を付与する」とあるのは「清算資格の区分を変更する」と、同条第２項中「清算資格を付与したとき」とあるのは「清算資格の区分を変更したとき」と、第２３条第２項中「喪失申請」とあるのは「自社清算資格への区分の変更申請」と、第２６条中「喪失」とあるのは「区分変更」と、それぞれ読み替えるものとする。
（登録ＥＴＦ信託銀行の登録） 第１０条の４　第６条第１１項の登録の申請に係る同条第１２項の審査は、登録ＥＴＦ信託銀行の登録申請者に関する第７条第１項第１号及び第３号に掲げる事項その他証券取引等清算業務の運営に関して必要と認める事項について行うものとする。 ２　当社は、前項の規定により申請者を登録ＥＴＦ信託銀行として登録したときは、その旨を現物清算参加者、ＥＴＦ特別清算参加者及び各登録ＥＴＦ信託銀行に通知する。	（新設）
第３節　清算参加者の義務等	第３節　清算参加者の義務
（清算参加者等による手数料の納入） 第１５条　清算参加者等は、当社が規則で定める手数料を、その定めるところにより、当社に納入しなければならない。	（(清算参加者による手数料の納入） 第１５条　清算参加者は、当社が規則で定める手数料を、その定めるところにより、当社に納入しなければならない。
（当初証拠金の預託） 第１５条の２　清算参加者（ＥＴＦ特別清算参加者を除く。以下この条において同じ。）は、当社に対する債務の履行を確保	（当初証拠金の預託） 第１５条の２　清算参加者は、当社に対する債務の履行を確保する目的の当初証拠金を、次の各号に掲げる区分ごとに、当社

する目的の当初証拠金を、次の各号に掲げる区分ごとに、当社が定めるところにより、当社に預託しなければならない。 （１）・（２）　（略） ２～６　（略）	が定めるところにより、当社に預託しなければならない。 （１）・（２）　（略） ２～６　（略）
（清算基金の預託） 第１６条　清算参加者（ＥＴＦ特別清算参加者を除く。以下この条において同じ。）は、当社に対する債務の履行を確保する目的及び当社が他の清算参加者の破綻等を認定した場合においてこの業務方法書の定めるところにより当社に生じた損失の補填に充てる目的の清算基金を、次の各号に掲げる区分ごとに、当社が定めるところにより、当社に預託しなければならない。 （１）～（７）　（略） ２～７　（略）	（清算基金の預託） 第１６条　清算参加者は、当社に対する債務の履行を確保する目的及び当社が他の清算参加者の破綻等を認定した場合においてこの業務方法書の定めるところにより当社に生じた損失の補填に充てる目的の清算基金を、次の各号に掲げる区分ごとに、当社が定めるところにより、当社に預託しなければならない。 （１）～（７）　（略） ２～７　（略）
（登録ＥＴＦ信託銀行の義務） 第１７条の２　登録ＥＴＦ信託銀行は、本業務方法書その他の規則に従う旨の当社が定める様式による誓約書を、当社に提出しなければならない。 ２　第１１条から第１４条までの規定は、登録ＥＴＦ信託銀行について準用する。この場合において、「清算参加者」とあるのは「登録ＥＴＦ信託銀行」、「清算参加者契約」とあるのは「登録ＥＴＦ信託銀行契約」、「清算参加者代表者」とあるのは「登録ＥＴＦ信託銀行代表者」と読み替えるものとする。	（新設）
（証券取引等清算業務に関する責任の所在）	（証券取引等清算業務に関する責任の所在）

第１８条　当社は、清算参加者等が業務上、当社が行う証券取引等清算業務に関し損害を受けることがあっても、当社に故意又は重過失が認められる場合を除き、これを賠償する責めに任じない。	第１８条　当社は、清算参加者が業務上、当社が行う証券取引等清算業務に関し損害を受けることがあっても、当社に故意又は重過失が認められる場合を除き、これを賠償する責めに任じない。
（届出事項） 第１９条　清算参加者等は、次に掲げる行為をしようとするときは、当社が定めるところにより、あらかじめその内容を当社に届け出なければならない。 （１）　次のａからｅまでに掲げる清算参加者等の区分に従い、当該ａからｅまでに定める行為 ａ～ｃ　（略） ｄ　ＥＴＦ特別清算参加者 法第２８条第４項第２号に掲げる業務の廃止 ｅ　登録ＥＴＦ信託銀行 信託業法（平成１６年法律第１５４号）第２条第１項に掲げる業務の廃止 （２）　当該清算参加者等が他の法人と合併して消滅することとなる場合の当該合併及び当該清算参加者等が他の法人と合併して会社を設立する場合の当該合併 （３）～（５）　（略） （６）　当該清算参加者等が他の法人と合併して合併後存続することとなる場合の当該合併 （７）～（１２）　（略） ２・３　（略） ４　第１項に規定するほか、ＥＴＦ特別清算参加者及び登録ＥＴＦ信託銀行は、証券投資信託の設定等（証券投資信託の設	（届出事項） 第１９条　清算参加者は、次に掲げる行為をしようとするときは、当社が定めるところにより、あらかじめその内容を当社に届け出なければならない。 （１）　次のａからｃまでに掲げる清算参加者の区分に従い、当該ａからｃまでに定める行為 ａ～ｃ　（略） （新設） （新設） （２）当該清算参加者が他の法人と合併して消滅することとなる場合の当該合併及び当該清算参加者が他の法人と合併して会社を設立する場合の当該合併 （３）～（５）　（略） （６）　当該清算参加者が他の法人と合併して合併後存続することとなる場合の当該合併 （７）～（１２）　（略） ２・３　（略） （新設）

定、証券投資信託の元本の一部の償還又は上場投資信託受益証券と上場投資信託構成銘柄との交換に係る上場投資信託受益証券又は金銭若しくは上場投資信託構成銘柄の授受をいう。以下同じ。）について当社の清算業務の対象とする上場投資信託受益証券の銘柄を追加又は減少させようとするときは、当社が定めるところにより、追加又は減少させる銘柄をあらかじめ当社に届け出なければならない。	
（報告事項） 第２０条　清算参加者等は、当社が定める場合に該当することとなったときは、直ちにその内容を当社に報告しなければならない。	（報告事項） 第２０条　清算参加者は、当社が定める場合に該当することとなったときは、直ちにその内容を当社に報告しなければならない。
（清算参加者等の調査） 第２１条　当社は、次の各号に掲げる場合（ＥＴＦ特別清算参加者及び登録ＥＴＦ信託銀行にあっては、第１号及び第３号に掲げる場合）その他当社の証券取引等清算業務の運営上必要があると認める場合は、清算参加者等に対し、当該清算参加者等の業務又は財産に関して参考となるべき報告若しくは資料の提出を請求し、又は当社の職員をして当該清算参加者等の業務若しくは財産の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。 （１）　清算参加者等によるこの業務方法書その他の規則の遵守の状況の調査を行う場合 （２）　（略）	（清算参加者の調査） 第２１条　当社は、次の各号に掲げる場合その他当社の証券取引等清算業務の運営上必要があると認める場合は、清算参加者に対し、当該清算参加者の業務又は財産に関して参考となるべき報告若しくは資料の提出を請求し、又は当社の職員をして当該清算参加者の業務若しくは財産の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。 （１）　清算参加者によるこの業務方法書その他の規則の遵守の状況の調査を行う場合 （２）　（略）

（３）　清算参加者等の当社に対する債務の履行の確実性に関する調査を行う場合 （４）　（略） ２　前項の規定は、当社が清算参加者のために親会社等保証を行う親会社等の財務の状況の調査を行う場合その他当社の証券取引等清算業務の運営上必要があると認める場合に準用する。この場合において「清算参加者」又は「清算参加者等」とあるのは、「清算参加者の親会社等（当該清算参加者のために親会社等保証を行う親会社等に限る。）」と読み替えるものとする。	（３）　清算参加者の当社に対する債務の履行の確実性に関する調査を行う場合 （４）　（略） ２　前項の規定は、当社が清算参加者のために親会社等保証を行う親会社等の財務の状況の調査を行う場合その他当社の証券取引等清算業務の運営上必要があると認める場合に準用する。この場合において「清算参加者」とあるのは、「清算参加者の親会社等（当該清算参加者のために親会社等保証を行う親会社等に限る。）」と読み替えるものとする。
（委託に基づく未決済約定に関し過大なポジションを保有している清算参加者に対する調査） 第２１条の２　当社は、清算参加者（ＥＴＦ特別清算参加者を除く。以下この条において同じ。）が顧客の委託に基づく先物・オプション取引（有価証券オプション取引、国債証券先物取引、国債証券先物オプション取引、指数先物取引、指数オプション取引、商品先物取引及び商品先物オプション取引をいう。以下同じ。）（非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引を含む。以下この条において同じ。）及び商品取引債務引受業に関する業務方法書第２条に規定する清算対象取引（非清算参加者の商品清算取引（商品先物取引法（昭和２５年法律第２３９号）第２条第２０項に規定する商品清算取引をいう。以下同じ。）の委託に基づく取引を含む。以下この条において同じ。）（以下「先物・オプション取引等」という。）に	（委託に基づく未決済約定に関し過大なポジションを保有している清算参加者に対する調査） 第２１条の２　当社は、清算参加者が顧客の委託に基づく先物・オプション取引（有価証券オプション取引、国債証券先物取引、国債証券先物オプション取引、指数先物取引、指数オプション取引、商品先物取引及び商品先物オプション取引をいう。以下同じ。）（非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引を含む。以下この条において同じ。）及び商品取引債務引受業に関する業務方法書第２条に規定する清算対象取引（非清算参加者の商品清算取引（商品先物取引法（昭和２５年法律第２３９号）第２条第２０項に規定する商品清算取引をいう。以下同じ。）の委託に基づく取引を含む。以下この条において同じ。）（以下「先物・オプション取引等」という。）において過大なポジションを保有しているとの疑いがあると認

おいて過大なポジションを保有しているとの疑いがあると認められる場合（当該清算参加者の当該先物・オプション取引等に係る未決済約定が負っているものと想定されるリスク相当額（当該清算参加者が当該先物・オプション取引等に係る未決済約定を有する取引に係る各銘柄の価格の変動により損失が発生し得る危険に相当する額をいう。第２９条の２及び第２９条の３において同じ。）が、当該清算参加者（清算参加者が親会社等保証を受けている場合には、親会社等保証を行っている親会社等）の純財産額（登録金融機関又は当業者等にあっては、純資産額をいう。）又は現金等の財産の状況に比し過大であるとの疑いがある場合をいう。）には、当該清算参加者に対して、次の各号に掲げる事項の全部又は一部について報告を求めることができる。	められる場合（当該清算参加者の当該先物・オプション取引等に係る未決済約定が負っているものと想定されるリスク相当額（当該清算参加者が当該先物・オプション取引等に係る未決済約定を有する取引に係る各銘柄の価格の変動により損失が発生し得る危険に相当する額をいう。第２９条の２及び第２９条の３において同じ。）が、当該清算参加者（清算参加者が親会社等保証を受けている場合には、親会社等保証を行っている親会社等）の純財産額（登録金融機関又は当業者等にあっては、純資産額をいう。）又は現金等の財産の状況に比し過大であるとの疑いがある場合をいう。）には、当該清算参加者に対して、次の各号に掲げる事項の全部又は一部について報告を求めることができる。
（１）～（４）　（略）	（１）～（４）　（略）
２～５　（略）	２～５　（略）
第４節　清算資格の喪失等	第４節　清算資格の喪失
（現物清算資格、ＦＸ清算資格又はＥＴＦ特別清算資格に係る喪失申請者の未決済約定の取扱い）	（現物清算資格又はＦＸ清算資格に係る喪失申請者の未決済約定の取扱い）
第２３条　現物清算参加者、ＦＸ清算参加者又はＥＴＦ特別清算参加者は、清算資格の喪失申請を行う場合には、あらかじめ、当該清算参加者の当該清算資格に係る清算約定で未決済のものを、すべて解消しなければならない。	第２３条　現物清算参加者又はＦＸ清算参加者は、清算資格の喪失申請を行う場合には、あらかじめ、当該清算参加者の当該清算資格に係る清算約定で未決済のものを、すべて解消しなければならない。
２　（略）	２　（略）

（清算資格の喪失申請者に係る債務の引受けの停止） 第２５条　当社は、清算参加者から清算資格の喪失申請を受理した翌日（喪失を申請する清算資格が現物清算資格、国債先物等清算資格、指数先物等清算資格、貴金属先物等清算資格、ゴム先物等清算資格、農産物先物等清算資格若しくはＥＴＦ特別清算資格である場合において休業日に当たるとき又は喪失を申請する清算資格がＦＸ清算資格である場合においてＦＸ休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）から、その清算参加者を当事者とする当該清算資格に係る清算対象取引に基づく債務について新たな債務の引受けの停止（第４６条の２に定めるギブアップの成立による債務の負担の停止を含む。以下同じ。）を行う。ただし、先物等清算資格を有する清算参加者が、第２６条第２項に定める清算約定で未決済のものを解消する目的で行う清算対象取引に基づく債務についての新たな債務の引受けについては、この限りではない。 ２　（略）	（清算資格の喪失申請者に係る債務の引受けの停止） 第２５条　当社は、清算参加者から清算資格の喪失申請を受理した翌日（喪失を申請する清算資格が現物清算資格、国債先物等清算資格、指数先物等清算資格、貴金属先物等清算資格、ゴム先物等清算資格若しくは農産物先物等清算資格である場合において休業日に当たるとき又は喪失を申請する清算資格がＦＸ清算資格である場合においてＦＸ休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）から、その清算参加者を当事者とする当該清算資格に係る清算対象取引に基づく債務について新たな債務の引受けの停止（第４６条の２に定めるギブアップの成立による債務の負担の停止を含む。以下同じ。）を行う。ただし、先物等清算資格を有する清算参加者が、第２６条第２項に定める清算約定で未決済のものを解消する目的で行う清算対象取引に基づく債務についての新たな債務の引受けについては、この限りではない。 ２　（略）
（清算資格の喪失） 第２６条　現物清算資格、ＦＸ清算資格又はＥＴＦ特別清算参加者の喪失の承認は、当社が将来の一定の期日を指定して行い、当該清算資格は、当該期日をもって喪失する。 ２　（略） ３　当社は、第１項に基づき清算資格の喪失を承認した場合又は第２項に基づき清算参加者が清算資格を喪失した場合には、当該清算資格を有する各清算参加者	（清算資格の喪失） 第２６条　現物清算資格又はＦＸ清算資格の喪失の承認は、当社が将来の一定の期日を指定して行い、当該清算資格は、当該期日をもって喪失する。 ２　（略） ３　当社は、第１項に基づき清算資格の喪失を承認した場合又は第２項に基づき清算参加者が清算資格を喪失した場合には、当該清算資格を有する各清算参加者

（現物清算資格の喪失の場合にはＥＴＦ特別清算参加者を、ＥＴＦ特別清算資格の喪失の場合には現物清算参加者を、それぞれ含む。）、各登録ＥＴＦ信託銀行（現物清算資格又はＥＴＦ特別清算資格の喪失の場合に限る。）及び当該清算資格に係る清算対象取引に係る金融商品市場を開設する指定市場開設者に、その旨を通知する。	及び当該清算資格に係る清算対象取引に係る金融商品市場を開設する指定市場開設者に、その旨を通知する。
（登録ＥＴＦ信託銀行の登録抹消） 第２６条の２　登録ＥＴＦ信託銀行が登録を抹消しようとするときは、当社が定めるところにより、登録ＥＴＦ信託銀行の登録抹消の申請を行わなければならない。 ２　前項の申請がなされた場合、当社は、将来の一定の期日を指定し、当該期日に当該登録ＥＴＦ信託銀行の登録を抹消する。 ３　当社は、第１項の申請を受理した場合は、各現物清算参加者及び各ＥＴＦ特別清算参加者に、その旨を通知する。	（新設）
（清算資格の喪失等の際のこの業務方法書の適用） 第２８条の２　清算参加者が清算資格を喪失した場合又は登録ＥＴＦ信託銀行が登録を抹消された場合において、当該喪失又は抹消前の原因に基づいて生じた権利義務があるときは、当該権利義務について、この業務方法書（この業務方法書に基づく規則を含む。）の定めが適用されるものとする。	（清算資格の喪失の際のこの業務方法書の適用） 第２８条の２　清算参加者が清算資格を喪失した場合において、当該喪失前の原因に基づいて生じた権利義務があるときは、当該権利義務について、この業務方法書（この業務方法書に基づく規則を含む。）の定めが適用されるものとする。
（清算参加者等に対する措置）	（清算参加者に対する措置）

第２９条　当社は、清算参加者等が次の各号のいずれかに該当することとなったと認める場合には、当該清算参加者等を審問のうえ、理由を示して、クロスマージンの申請（第７３条の１５の２第１項に規定するクロスマージンの申請をいう。第３４条において同じ。）の禁止、改善指示（当社の証券取引等清算業務の運営上必要かつ適当と認められる限度において、当該清算参加者等に対して行う業務執行体制等の改善に係る指示をいう。以下同じ。）、当該清算参加者等を当事者とする清算対象取引に基づく債務の引受けの全部若しくは一部の停止又は当該清算参加者等の清算資格若しくは登録の取消しの措置を行うことができる。この場合において、清算資格又は登録の取消しについては、取締役会の決議を要するものとする。	第２９条　当社は、清算参加者が次の各号のいずれかに該当することとなったと認める場合には、当該清算参加者を審問のうえ、理由を示して、クロスマージンの申請（第７３条の１５の２第１項に規定するクロスマージンの申請をいう。第３４条において同じ。）の禁止、改善指示（当社の証券取引等清算業務の運営上必要かつ適当と認められる限度において、当該清算参加者に対して行う業務執行体制等の改善に係る指示をいう。以下同じ。）、当該清算参加者を当事者とする清算対象取引に基づく債務の引受けの全部若しくは一部の停止又は当該清算参加者の清算資格の取消しの措置を行うことができる。この場合において、清算資格の取消しについては、取締役会の決議を要するものとする。
（１）～（３）　（略）	（１）～（３）　（略）
（４）　前各号のほか、清算参加者等がこの業務方法書その他の規則若しくはこれらに基づく措置に違反したとき、又は清算参加者等が当社若しくは清算参加者等の信用を失墜させた場合において当社の証券取引等清算業務の運営に鑑みて必要であると認めるとき	（４）　前各号のほか、清算参加者がこの業務方法書その他の規則若しくはこれらに基づく措置に違反したとき、又は清算参加者が当社若しくは清算参加者の信用を失墜させた場合において当社の証券取引等清算業務の運営に鑑みて必要であると認めるとき
２　当社は、清算参加者等が次の各号のいずれかに該当することとなった場合（第１７条の２第２項の規定により準用される場合を含む。）には、当該清算参加者等を審問のうえ、理由を示して、当該清算参加者等を当事者とする清算対象取引に基づく債務の引受けの全部又は一部の停止その他当社が必要かつ適当と認める措置を行うことができる。	２　当社は、清算参加者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、当該清算参加者を審問のうえ、理由を示して、当該清算参加者を当事者とする清算対象取引に基づく債務の引受けの全部又は一部の停止その他当社が必要かつ適当と認める措置を行うことができる。

（１）・（２）　（略）	（１）・（２）　（略）
（３）　相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、清算参加者等に対し取締役又は執行役と同等以上の支配力を有する者が、当社の証券取引等清算業務の運営に鑑みて適当でないと認められるとき。	（３）　相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、清算参加者に対し取締役又は執行役と同等以上の支配力を有する者が、当社の証券取引等清算業務の運営に鑑みて適当でないと認められるとき。
３～８　（略）	３～８　（略）
（異議の申立て等） 第３２条　第１４条第１項ただし書、第２項及び第３項の規定は第２９条及び第２９条の３の審問について、第１４条第４項から第６項までの規定は第２９条から第２９条の４までの措置について、それぞれ準用する。この場合において、「清算参加者」とあるのは「清算参加者等」と読み替えるものとする。	（異議の申立て等） 第３２条　第１４条第１項ただし書、第２項及び第３項の規定は第２９条及び第２９条の３の審問について、第１４条第４項から第６項までの規定は第２９条から第２９条の４までの措置について、それぞれ準用する。
（金融商品取引業者等に該当しないこととなった清算参加者等に対する措置） 第３３条　清算参加者等は、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該各号に定める清算資格を喪失し又はＥＴＦ登録信託銀行の登録を抹消されるものとする。	（金融商品取引業者等に該当しないこととなった清算参加者に対する措置） 第３３条　清算参加者は、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該各号に定める清算資格を喪失する。
（１）～（３）　（略）	（１）～（３）　（略）
（４）　ＥＴＦ特別清算参加者が、投資信託委託会社に該当しないこととなること。 ＥＴＦ特別清算資格	（新設）
（５）　ＥＴＦ登録信託銀行が、信託会社等に該当しないこととなること。 ＥＴＦ登録信託銀行の登録	（新設）
（６）　解散 すべての清算資格及びＥＴＦ登録信	（４）　解散 すべての清算資格

託銀行の登録	
（措置評価委員会） 第３３条の２　当社は、第２９条、第２９条の２又は第２９条の３に規定する措置を清算参加者等に対し行おうとするときは、あらかじめ、当該措置を行うことの適否につき、措置評価委員会に諮問し、その意見を尊重するものとする。 ２～４　（略）	（措置評価委員会） 第３３条の２　当社は、第２９条、第２９条の２又は第２９条の３に規定する措置を清算参加者に対し行おうとするときは、あらかじめ、当該措置を行うことの適否につき、措置評価委員会に諮問し、その意見を尊重するものとする。 ２～４　（略）
（措置の通知等） 第３４条　当社は、この業務方法書に基づき債務の引受けの全部若しくは一部の停止（緊急停止を除く。）を行おうとするとき又は清算資格若しくは登録を取り消そうとするときは、その対象清算参加者等又は当該対象清算参加者と清算受託契約を締結している非清算参加者が取引資格を有する又は加入する指定市場開設者及びその指定証券金融会社（対象清算参加者が証券金融会社（第６条第３項の申請に基づき清算資格を取得した者に限る。）である場合にあっては、その者を指定証券金融会社とする指定市場開設者）に対し、あらかじめその旨を通知する。 ２　（略） ３　第１項の規定は、第３３条の規定により清算参加者が清算資格を喪失したとき及び登録ＥＴＦ信託銀行の登録が抹消されたときについて準用する。この場合において、同項中「あらかじめ」とあるのは「直ちに」と読み替えるものとする。 ４～６　（略） ７　当社は、この業務方法書に基づきクロスマージンの申請の禁止、改善指示、債務	（措置の通知等） 第３４条　当社は、この業務方法書に基づき債務の引受けの全部若しくは一部の停止（緊急停止を除く。）を行おうとするとき又は清算資格を取り消そうとするときは、その対象清算参加者又は当該対象清算参加者と清算受託契約を締結している非清算参加者が取引資格を有する又は加入する指定市場開設者及びその指定証券金融会社（対象清算参加者が証券金融会社（第６条第３項の申請に基づき清算資格を取得した者に限る。）である場合にあっては、その者を指定証券金融会社とする指定市場開設者）に対し、あらかじめその旨を通知する。 ２　（略） ３　第１項の規定は、第３３条の規定により清算参加者が清算資格を喪失したときについて準用する。この場合において、同項中「あらかじめ」とあるのは「直ちに」と読み替えるものとする。 ４～６　（略） ７　当社は、この業務方法書に基づきクロスマージンの申請の禁止、改善指示、債務

の引受けの全部若しくは一部の停止、清算資格若しくは登録の取消し又はポジション保有状況の改善指示の措置を清算参加者等に対して行ったときは、当該措置を行った日から６か月以内に、各清算参加者等に対してその旨を通知し、又は公表するものとする。ただし、当社は、当該通知又は公表を行った場合における市場への影響度を勘案して必要かつ適当と認めるときは、当該措置を行った日から６か月を超える日に通知又は公表を行うことができる。	の引受けの全部若しくは一部の停止、清算資格の取消し又はポジション保有状況の改善指示の措置を清算参加者に対して行ったときは、当該措置を行った日から６か月以内に、各清算参加者に対してその旨を通知し、又は公表するものとする。ただし、当社は、当該通知又は公表を行った場合における市場への影響度を勘案して必要かつ適当と認めるときは、当該措置を行った日から６か月を超える日に通知又は公表を行うことができる。
８　（略）	８　（略）
９　当社は、第３３条の規定により清算参加者が清算資格を喪失したときは、当該清算資格を有する各清算参加者（現物清算資格の喪失の場合にはＥＴＦ特別清算参加者を、ＥＴＦ特別清算資格の喪失の場合には現物清算参加者を、それぞれ含む。）に対し、同条の規定により登録ＥＴＦ信託銀行の登録が抹消されたときは、現物清算参加者及びＥＴＦ特別清算参加者に対し、それぞれ、その旨を通知する。	９　当社は、第３３条の規定により清算参加者が清算資格を喪失したときは、当該清算資格を有する各清算参加者に対し、その旨を通知する。
（債務の引受けの停止を受けた清算参加者の取扱い） 第３５条　（略） ２・３　（略）	（債務の引受けの停止を受けた清算参加者等の取扱い） 第３５条　（略） ２・３　（略）
（清算参加者等に対する勧告） 第３７条　当社は、清算参加者等の業務若しくは財産の状況又は清算参加者のために親会社等保証を行う親会社等の財務の状況が、当社の証券取引等清算業務の運営に鑑みて、適当でないと認めるときは、当該清算参加者等に対し、適切な措置を	（清算参加者に対する勧告） 第３７条　当社は、清算参加者の業務若しくは財産の状況又は清算参加者のために親会社等保証を行う親会社等の財務の状況が、当社の証券取引等清算業務の運営に鑑みて、適当でないと認めるときは、当該清算参加者に対し、適切な措置を講ず

講ずることを勧告することができる。 ２　当社は、前項の勧告を行った場合において必要があると認めるときは、当該清算参加者等に対し、その対応について報告を求めることができる。	ることを勧告することができる。 ２　当社は、前項の勧告を行った場合において必要があると認めるときは、当該清算参加者に対し、その対応について報告を求めることができる。
（有価証券等清算取次ぎの対象取引） 第３８条　他社清算参加者が行うことができる有価証券等清算取次ぎの対象取引は、第３条第２項に定める清算対象取引（同項第１号から第９号まで、第１１号及び第１３号に係るものに限る。）とする。	（有価証券等清算取次ぎの対象取引） 第３８条　他社清算参加者が行うことができる有価証券等清算取次ぎの対象取引は、第３条第２項に定める清算対象取引（同項第１号から第９号まで及び第１１号に係るものに限る。）とする。
２・３　（略）	２・３　（略）
（非清算参加者との清算受託契約の締結等） 第３９条　他社清算参加者は、第３条第２項第１号から第９号まで及び第１１号に掲げる清算対象取引について有価証券等清算取次ぎを行う場合には、非清算参加者が清算参加者を代理して清算対象取引を成立させようとするときは、当該非清算参加者が有価証券等清算取次ぎの申込みをし、かつ、当該清算参加者が当該有価証券等清算取次ぎの受託をしたこととする旨その他当社が定める事項を記載した清算受託契約を、有価証券等清算取次ぎの委託をする非清算参加者との間で、締結しなければならない。	（非清算参加者との清算受託契約の締結） 第３９条　他社清算参加者は、有価証券等清算取次ぎを行う場合には、非清算参加者が清算参加者を代理して清算対象取引を成立させようとするときは、当該非清算参加者が有価証券等清算取次ぎの申込みをし、かつ、当該清算参加者が当該有価証券等清算取次ぎの受託をしたこととする旨その他当社が定める事項を記載した清算受託契約を、有価証券等清算取次ぎの委託をする非清算参加者との間で、締結しなければならない。
２　他社清算参加者は、現物清算資格を有しない非清算参加者から現物清算資格に係る取引につき指定清算参加者として指定されている場合に限り、当該非清算参加者を相手方として、第３条第２項第１３号に定める清算対象取引について有価	（新設）

証券等清算取次ぎを受託することができる。	
３　他社清算参加者は、前項の有価証券等清算取次ぎを行う場合には、その相手方である非清算参加者から、あらかじめ、一の対象取引ごとに次の各号に掲げる事項について特定を受けていることを確認しなければならない。 （１）　当該清算対象取引の相手方となるＥＴＦ特別清算参加者 （２）　当該対象取引の基となる取引について、上場投資信託受益証券並びに金銭及び上場投資信託構成銘柄の受取り又は引渡しの区別 （３）　上場投資信託受益証券及び上場投資信託構成銘柄の銘柄及び数量 （４）　当該清算対象取引に係る金銭の額 （５）　上場投資信託受益証券並びに金銭及び上場投資信託構成銘柄を授受する日	（新設）
４　当社は、他社清算参加者に対し、前項の有価証券等清算取次ぎに基づく取引に関し、その非清算参加者の名称その他当社がリスク管理上必要と認める事項について報告を求めることができる。	（新設）
（清算受託契約の締結の届出） 第４０条　他社清算参加者は、前条第１項に規定する清算受託契約を締結しようとするときは、あらかじめ、当社が定めるところにより、その内容を当社に届け出なければならない。	（清算受託契約の締結の届出） 第４０条　他社清算参加者は、清算受託契約を締結しようとするときは、あらかじめ、当社が定めるところにより、その内容を当社に届け出なければならない。
（清算受託契約の解約の届出）	（清算受託契約の解約の届出）

第４１条　他社清算参加者は、第３９条第１項に規定する清算受託契約の解約については、次の各号に掲げる解約の区分に従い、当該各号に定めるところにより、その内容を当社に届け出なければならない。 （１）～（５）　（略） ２　（略）	第４１条　他社清算参加者は、清算受託契約の解約については、次の各号に掲げる解約の区分に従い、当該各号に定めるところにより、その内容を当社に届け出なければならない。 （１）～（５）　（略） ２　（略）
（第３条第２項第１２号又は第１３号に掲げる清算対象取引の債務引受けの申込み等） 第４５条の３　現物清算参加者及びＥＴＦ特別清算参加者が第３条第２項第１２号又は第１３号に掲げる取引に基づく債務を当社に引き受けさせようとする場合には、次の各号に掲げる申込み及び承諾並びに当社に対する債務の引受けの申込みは、当社の定める方法により行われるものとする。 （１）　現物清算参加者又はＥＴＦ特別清算委託者（第３９条第２項の規定に従い他社清算参加者に有価証券等清算取次ぎの委託を行う非清算参加者をいう。以下同じ。）からＥＴＦ特別清算参加者に対する第３条第２項第１２号に掲げる取引の申込み （２）　前号の申込みを受けたＥＴＦ特別清算参加者から現物清算参加者又は当該ＥＴＦ特別清算委託者に対する承諾 ２　前項に規定する申込み及び承諾（同項に規定する債務の引受けの申込みと併せて行われるものに限る。）は、前項第１号に掲げる申込みを行った現物清算参加者（以下「受益証券等申込清算参加者」	（新設）

という。）又はＥＴＦ特別清算委託者（以下、受益証券等申込清算参加者とあわせて「受益証券等申込者」という。）及び前項第２号に掲げる承諾を行ったＥＴＦ特別清算参加者の間において、計算書（当社の定めるところによりＥＴＦ特別清算参加者が作成する、第３条第２項第１２号に掲げる清算対象取引に係る第３９条第３項各号に掲げる事項その他の取引内容を特定するために必要な事項を記載した書類をいう。以下同じ。）が確定したときに、当該計算書の内容に基づき、次の各号に掲げる取引の区分に従い、当該各号に定める債務を負担する旨の合意とみなす。

（１）　証券投資信託の設定

証券投資信託の設定に係る以下の債務

ａ　受益証券等申込者のＥＴＦ特別清算参加者に対する金銭の支払債務及び上場投資信託構成銘柄の引渡債務

ｂ　ＥＴＦ特別清算参加者の受益証券等申込者に対する上場投資信託受益証券の引渡債務

（２）　証券投資信託の元本の一部の償還

証券投資信託の元本の一部の償還に係る以下の債務

ａ　受益証券等申込者のＥＴＦ特別清算参加者に対する上場投資信託受益証券の引渡債務

ｂ　ＥＴＦ特別清算参加者の受益証券等申込者に対する金銭の支払債務

（３）　上場投資信託受益証券と上場投資信託構成銘柄の交換

上場投資信託受益証券と上場投資信託

構成銘柄の交換に係る以下の債務 a　受益証券等申込者のＥＴＦ特別清算参加者に対する上場投資信託受益証券の引渡債務 b　ＥＴＦ特別清算参加者の受益証券等申込者に対する上場投資信託構成銘柄の引渡債務 c　ＥＴＦ特別清算参加者の受益証券等申込者に対する交換時残余返還口数（前ａの引渡債務の対象となる上場投資信託受益証券の口数のうち、ＥＴＦ特別清算参加者から受益証券等申込者に返還されるべき口数として計算書に記載された口数をいう。以下同じ。）の上場投資信託受益証券の引渡債務	
（債務の引受け） 第４６条　当社が証券取引等清算業務として行う債務の引受けは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところによる。 （１）～（３）　（略） （４）　第３条第２項第１２号に掲げる清算対象取引 a　証券投資信託の設定に係る清算対象取引 当社が、当社の定める方法により当社が引き受けるべき債務の内容（次項に定める清算適格要件を含む。）について確認したときは、その内容に基づき、当社は受益証券等申込清算参加者が第４５条の３第２項第１号ａの規定に基づきその相手方であるＥＴＦ特別清算参加者に対し負担する債務を	（債務の引受け） 第４６条　当社が証券取引等清算業務として行う債務の引受けは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところによる。 （１）～（３）　（略） （新設）

免責的に引き受け、当該受益証券等申込清算参加者は当社により引き受けられた当該債務と同一内容の債務を新たに当社に対し負担し、かつ、当社はＥＴＦ特別清算参加者が同号ｂの規定に基づきその相手方である受益証券等申込清算参加者に対し負担する債務を免責的に引き受け、当該ＥＴＦ特別清算参加者は当社により引き受けられた当該債務と同一内容の債務を新たに当社に対し負担するものとする。

ｂ　証券投資信託の元本の一部の償還に係る清算対象取引

当社が、当社の定める方法により当社が引き受けるべき債務の内容（次項に定める清算適格要件を含む。）について確認したときは、その内容に基づき、当社は受益証券等申込清算参加者が第４５条の３第２項第２号ａの規定に基づきその相手方であるＥＴＦ特別清算参加者に対し負担する債務を免責的に引き受け、当該受益証券等申込清算参加者は当社により引き受けられた当該債務と同一内容の債務を新たに当社に対し負担し、かつ、当社はＥＴＦ特別清算参加者が同号ｂの規定に基づきその相手方である受益証券等申込清算参加者に対し負担する債務を免責的に引き受け、当ＥＴＦ特別清算参加者は当社により引き受けられた当該債務と同一内容の債務を

新たに当社に対し負担するものとする。 ｃ　上場投資信託受益証券と上場投資信託構成銘柄の交換に係る清算対象取引 当社が、当社の定める方法により当社が引き受けるべき債務の内容（次項に定める清算適格要件を含む。）について確認したときは、その内容に基づき、当社は受益証券等申込清算参加者が第４５条の３第２項第３号ａの規定に基づきその相手方であるＥＴＦ特別清算参加者に対し負担する債務を免責的に引き受け、当該受益証券等申込清算参加者は当社により引き受けられた当該債務と同一内容の債務を新たに当社に対し負担し、かつ、当社はＥＴＦ特別清算参加者が同号ｂ及びｃの規定に基づきその相手方である受益証券等申込清算参加者に対し負担する債務を免責的に引き受け、当該ＥＴＦ特別清算参加者は当社により引き受けられた当該債務と同一内容の債務を新たに当社に対し負担するものとする。	（新設）	
（５）　第３条第２項第１３号に掲げる清算対象取引 当社が、当社の定める方法により当社が引き受けるべき債務の内容（次項に定める清算適格要件を含む。）について確認したときは、その内容に基づき、当社はＥＴＦ特別清算委託者から有価証券等清算取次ぎを受託した他社清算参加者がその相手方であるＥＴＦ特別清		

算参加者に対し負担する債務を免責的に引き受け、当該他社清算参加者は当社により引き受けられた当該債務と同一内容の債務を新たに当社に対し負担し、かつ、当社は ETF 特別清算参加者がその相手方である当該他社清算参加者に対し負担する債務を免責的に引き受け、当該 ETF 特別清算参加者は当社により引き受けられた当該債務と同一内容の債務を新たに当社に対し負担するものとする。 ２　第３条第２項第１２号及び第１３号に掲げる取引については、次の各号に掲げる要件（以下「清算適格要件」という。）のすべてを満たすものに限り、前項に基づく債務の引受けの対象とする。 （１）　当該証券投資信託の受託者が、登録ＥＴＦ信託銀行であり、第２６条の２の規定による登録抹消の申請を行っていないこと。この場合において、当該証券投資信託の受託者である登録ＥＴＦ信託銀行が第１９条第１項第１号に掲げる事項について当社へ届出を行った場合又は同項第２号から第５号までのいずれかに掲げる事項（同項第４号にあっては事業の全部の承継、第５号にあっては事業の全部の譲渡に限る。）に係る公告を行ったときには、当社は、当該証券投資信託の受託者が登録抹消の申請を行ったものとみなすことができる。 （２）　設定に係る授受に関し、計算書確定日（ＥＴＦ特別清算参加者の作成する計算書が、登録ＥＴＦ信託銀行の承認を経て確定する日をいう。以下同じ。）が、当該設定に係る上場投資信託	（新設）	

受益証券の上場日（複数の指定金融商品市場に上場する場合においては、各市場における上場日のうち最も早い日。以下同じ。）の２営業日前の日以降の日であり、計算書に記載された決済日（以下「ＥＴＦ決済日」という。）が、計算書確定日の翌々営業日であること （３）　元本の一部の償還及び交換に係る授受に関し、計算書確定日が、当該元本の一部の償還又は交換に係る上場投資信託受益証券の上場日の前営業日以降の日であり、ＥＴＦ決済日が計算書確定日の翌々営業日であること （４）　上場投資信託受益証券の上場廃止が決定された場合には、計算書確定日が、指定金融商品市場における当該受益証券の最終売買日として指定市場開設者が指定した日（複数の指定市場開設者が上場廃止を決定した場合においては、各指定市場開設者が最終売買日として指定した日のうち最も遅い日）以前の日であること （５）　上場投資信託構成銘柄が第３条第２項第１号の売買の対象である有価証券であること（証券投資信託が、投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成１２年政令第４８０号）第１２条１号又は第２号に掲げる投資信託の受益証券である場合に限る。） （６）　当該証券投資信託の設定等に関し、第１９条第４項の届出が行われていること	２　当社は、前項の規定により引き受けた債務の内容及びその決済に必要な事項を、当該清算参加者に対し通知するものとする。
３　当社は、第１項の規定により引き受けた債務の内容及びその決済に必要な事項を、当該清算参加者に対し通知するものとする。	３　（略）

４　（略）	
（決済方式の区分） 第４７条　清算約定（有価証券（国債証券を除く。）に係るものに限り、第６４条の規定に基づく有価証券の貸借を除く。以下この節において同じ。）の決済は、当社から受方現物清算参加者等（受方現物清算参加者及び受方ＥＴＦ特別清算参加者をいう。以下同じ。）への有価証券の引渡しを第５３条において定めるところにより当該受方現物清算参加者等から当社に引き渡された有価証券及び金銭の額等の範囲内に限って行う方式による決済（以下「ＤＶＰ決済」という。）とそれ以外の方式による決済（以下「非ＤＶＰ決済」という。）とする。	（決済方式の区分） 第４７条　清算約定（有価証券（国債証券を除く。）に係るものに限り、第６４条の規定に基づく有価証券の貸借を除く。以下この節において同じ。）の決済は、当社から受方現物清算参加者への有価証券の引渡しを第５３条において定めるところにより当該受方現物清算参加者から当社に引き渡された有価証券及び金銭の額等の範囲内に限って行う方式による決済（以下「ＤＶＰ決済」という。）とそれ以外の方式による決済（以下「非ＤＶＰ決済」という。）とする。
２　（略）	２　（略）
３　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる決済については、当該各号に定めるところによる。 （１）～（５）　（略） （６）　第３条第２項第１２号又は第１３号に掲げる清算対象取引に係る受方現物清算参加者への交換時残余返還口数の上場投資信託受益証券の引渡し　非ＤＶＰ決済により行うものとする。	３　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる決済については、当該各号に定めるところによる。 （１）～（５）　（略） （新設）
（決済時限） 第４８条　ＤＶＰ決済の決済時限は、次の各号に定めるところによる。 （１）　（略） （２）　有価証券の授受（次号に規定する授受を除く。）については、引渡しは午後１時まで、受領は午後２時１５分ま	（決済時限） 第４８条　ＤＶＰ決済の決済時限は、次の各号に定めるところによる。 （１）　（略） （２）　有価証券の授受については、引渡しは午後１時まで、受領は午後２時１５分までとする。

でとする。 （３）　第３条第２項第１２号又は第１３号に掲げる清算対象取引に係る上場投資信託受益証券の授受のうち、ＥＴＦ特別清算参加者との間で行う授受については、第５６条第３項第１号ｃに規定する保管振替機構における当社の口座への新規記録は午後１時まで、同項第３号ａに規定する保管振替機構における当社の口座での抹消記録は午後３時３０分までとする。	（新設）
２　非ＤＶＰ決済の決済時限は、次の各号に定めるところによる。 （１）　（略） （２）　有価証券の授受については、午後２時４５分までとする。ただし、交換時残余返還口数の上場投資信託受益証券の受領については、午後３時３０分までとする。	２　非ＤＶＰ決済の決済時限は、次の各号に定めるところによる。 （１）　（略） （２）　有価証券の授受については、午後２時４５分までとする。
３　（略）	３　（略）
（ＤＶＰ決済のために授受する金銭及び有価証券） 第５０条　現物清算参加者及びＥＴＦ特別清算参加者（以下「現物清算参加者等」という。）がＤＶＰ決済のために授受する金銭の額及び有価証券の数量は、次の各号に定めるところによる。この場合において、ＥＴＦ特別清算参加者が授受する金銭の額及び有価証券の数量は、当該ＥＴＦ特別清算参加者を委託者とする証券投資信託の受託者である登録ＥＴＦ信託銀行ごとに証券投資信託の設定と交換（証券投資信託の元本の一部の償還を含む。）に係るものに区分して算出し、当該区分ごとに授受を行うものとする。	（ＤＶＰ決済のために授受する金銭及び有価証券） 第５０条　現物清算参加者がＤＶＰ決済のために授受する金銭の額及び有価証券の数量は、次の各号に定めるところによる。

（１）金銭の額は、ａに定める額に、ｂからｅまでに定める額を加減した額とする。

ａ　ＤＶＰ清算値段による売付有価証券の総額と買付有価証券の総額の差引額

その日を約定決済日（清算対象取引（第３条第２項第１号、第７号から第１０号まで、第１２号及び第１３号に掲げる清算対象取引に限り、有価証券オプション取引の権利行使により成立する対象有価証券の売買を含む。以下第５２条までにおいて同じ。）について、指定市場開設者が定める決済日（第３条第２項第７号から第９号までに規定する清算対象取引については指定証券金融会社が定める受渡日）又はＥＴＦ決済日をいう。以下同じ。）とする当該現物清算参加者等の清算対象取引について、売付け（同項第７号から第９号まで、第１２号及び第１３号に定める清算対象取引については、引渡し）に係る有価証券の総額（その日における各銘柄のＤＶＰ清算値段に有価証券の数量を乗じた額（利付転換社債型新株予約権付社債券については、その日が利払期日である場合を除き、その日における当該銘柄に係る単位算出経過利子（１売買単位当たりの経過利子（指定市場開設者が利付転換社債型新株予約権付社債券の売買について定める経過利子をいう。以下この節において同じ。）の金額に、有価証券の数量を１売買単位の数量で除して得た数量を乗じた額をいう。

（１）金銭の額は、ａに定める額に、ｂ及びｃに定める額を加減した額とする。

ａ　ＤＶＰ清算値段による売付有価証券の総額と買付有価証券の総額の差引額

その日を約定決済日（清算対象取引（第３条第２項第１号及び第７号から第１０号までに掲げる清算対象取引に限り、有価証券オプション取引の権利行使により成立する対象有価証券の売買を含む。以下第５２条までにおいて同じ。）について、指定市場開設者が定める決済日（第３条第２項第７号から第９号までに規定する清算対象取引については指定証券金融会社が定める受渡日）をいう。以下同じ。）とする当該現物清算参加者等の清算対象取引について、売付け（同項第７号から第９号までに定める清算対象取引については、引渡し）に係る有価証券の総額（その日における各銘柄のＤＶＰ清算値段に有価証券の数量を乗じた額（利付転換社債型新株予約権付社債券については、その日が利払期日である場合を除き、その日における当該銘柄に係る単位算出経過利子（１売買単位当たりの経過利子（指定市場開設者が利付転換社債型新株予約権付社債券の売買について定める経過利子をいう。以下この節において同じ。）の金額に、有価証券の数量を１売買単位の数量で除して得た数量を乗じた額をいう。以下同じ。）を加える。）の合計額をいう。以下同じ。）と買付け（第３条第２項第７号から第９号までに

以下同じ。）を加える。）の合計額をいう。以下同じ。）と買付け（第３条第２項第７号から第９号まで、第１２号及び第１３号に規定する清算対象取引については、受領）に係る有価証券の総額の差引額	規定する清算対象取引については、受領）に係る有価証券の総額の差引額
b　約定値段とＤＶＰ清算値段との差額 その日を約定決済日とする当該現物清算参加者等の清算対象取引について、その約定値段（第３条第２項第７号から第９号までに規定する清算対象取引については、各指定証券金融会社が定める貸借値段をいい、同項第１２号及び第１３号に規定する清算対象取引については、計算書に記載された上場投資信託受益証券又は上場投資信託受益証券構成銘柄の値段をいう。以下同じ。）とその日におけるＤＶＰ清算値段との差に相当する額	b　約定値段とＤＶＰ清算値段との差額 その日を約定決済日とする当該現物清算参加者の清算対象取引について、その約定値段（第３条第２項第７号から第９号までに規定する清算対象取引については、各指定証券金融会社が定める貸借値段をいう。以下同じ。）とその日におけるＤＶＰ清算値段との差に相当する額
c　（略）	c　（略）
d　証券投資信託の設定に係る差額 その日を約定決済日とする当該現物清算参加者等の清算対象取引（証券投資信託の設定のうち上場投資信託構成銘柄の授受があるものに限る。）について、計算書に記載されたＥＴＦ特別清算参加者の受益証券等申込者に対する上場投資信託受益証券の引渡債務の額から当該計算書に記載された受益証券等申込者のＥＴＦ特別清算参加者に対する上場投資信託構成銘柄の引渡債務の額及び金銭の支払債務の額の合計額を控除して得られる額の合計額（以下「設定時	（新設）

時価総額調整額」という。） ｅ　上場投資信託受益証券と上場投資信託構成銘柄の交換に係る差額 　その日を約定決済日とする当該現物清算参加者等の清算対象取引（上場投資信託受益証券と上場投資信託構成銘柄との交換に係る授受に限る。）について、計算書に記載されたＥＴＦ特別清算参加者の受益証券等申込者に対する上場投資信託構成銘柄の引渡債務の額から当該計算書に記載された受益証券等申込者のＥＴＦ特別清算参加者に対する上場投資信託受益証券の引渡債務の額を控除して得られる額の合計額（以下「交換時時価総額調整額」という。） （２）　有価証券の数量は、その日を約定決済日とする当該現物清算参加者等の清算対象取引について、銘柄ごとの有価証券の引渡数量と受領数量の差引数量とする。 ２　前日に発生した証券決済未了（利付転換社債型新株予約権付社債券について、その日が利払期日（利払期日が銀行休業日に当たり、利払期日前に利子の支払が行われるときは、当該利子の支払が行われる日。以下この節において同じ。）に当たるときは、２日前に発生した証券決済未了。第５３条第１項第７号において同じ。）によって第６２条の規定により有価証券の引渡し及びそれに伴う金銭の授受がその日に繰り延べられた場合（その日にバイインに伴う決済未了有価証券の決済を行うものを除く。）においては、当該繰延べに係るものとして次の各号に定める金銭の額及び有価証券の数量を、前項のＤＶＰ決済のために授受する金	（新設） （２）　有価証券の数量は、その日を約定決済日とする当該現物清算参加者の清算対象取引について、銘柄ごとの有価証券の引渡数量と受領数量の差引数量とする。 ２　前日に発生した証券決済未了（利付転換社債型新株予約権付社債券について、その日が利払期日（利払期日が銀行休業日に当たり、利払期日前に利子の支払が行われるときは、当該利子の支払が行われる日。以下この節において同じ。）に当たるときは、２日前に発生した証券決済未了。第５３条第１項第７号において同じ。）によって第６２条の規定により有価証券の引渡し及びそれに伴う金銭の授受がその日に繰り延べられた場合（その日にバイインに伴う決済未了有価証券の決済を行うものを除く。）においては、当該繰延べに係るものとして次の各号に定める金銭の額及び有価証券の数量を、前項のＤＶＰ決済のために授受する金銭の額及び有価証券の数量の算出に含める

銭の額及び有価証券の数量の算出に含めるものとする。 （１）　次に掲げる金銭の額（利付転換社債型新株予約権付社債券について、その日が利払期日に当たるときは、次のａ及びｂに掲げる金銭の額） ａ　渡方現物清算参加者等（渡方現物清算参加者及び渡方ＥＴＦ特別清算参加者をいう。以下同じ。）である場合における第６２条第１項の規定により引渡しが繰り延べられた有価証券（以下この章において「引渡しに係る決済未了有価証券」という。）の総額及び受方現物清算参加者等である場合における同条第２項の規定により引渡しが繰り延べられた有価証券（以下この章において「受領に係る決済未了有価証券」という。）の総額 ｂ・ｃ　（略） （２）　（略） ３　バイインの買付けが成立した場合においては、次の各号に定める金銭の額及び有価証券の数量を、バイインの買付けを行った現物清算参加者等に係る第１項のＤＶＰ決済のために授受する金銭の額及び有価証券の数量の算出に含めるものとする。 （１）・（２）　（略） ４　（略） （ＤＶＰ決済に係る予定受払代金の差入れ） 第５１条　現物清算参加者等は、その日に証券決済未了が発生しないものとして前条（第４項を除く。）に定めるところにより仮に算出したＤＶＰ決済のために授受	ものとする。 （１）　次に掲げる金銭の額（利付転換社債型新株予約権付社債券について、その日が利払期日に当たるときは、次のａ及びｂに掲げる金銭の額） ａ　渡方現物清算参加者である場合における第６２条第１項の規定により引渡しが繰り延べられた有価証券（以下この章において「引渡しに係る決済未了有価証券」という。）の総額及び受方現物清算参加者である場合における同条第２項の規定により引渡しが繰り延べられた有価証券（以下この章において「受領に係る決済未了有価証券」という。）の総額 ｂ・ｃ　（略） （２）　（略） ３　バイインの買付けが成立した場合においては、次の各号に定める金銭の額及び有価証券の数量を、バイインの買付けを行った現物清算参加者に係る第１項のＤＶＰ決済のために授受する金銭の額及び有価証券の数量の算出に含めるものとする。 （１）・（２）　（略） ４　（略） （ＤＶＰ決済に係る予定受払代金の差入れ） 第５１条　現物清算参加者は、その日に証券決済未了が発生しないものとして前条（第４項を除く。）に定めるところにより仮に算出したＤＶＰ決済のために授受す

する金銭の額（以下「ＤＶＰ予定受払代金」という。）が支払いとなる場合には、清算対象取引に基づく当該現物清算参加者等の当社に対する債務の履行を確保するためのものとしてＤＶＰ予定受払代金を当該日の午後１時までに当社に対して差し入れなければならない。	る金銭の額（以下「ＤＶＰ予定受払代金」という。）が支払いとなる場合には、清算対象取引に基づく当該現物清算参加者の当社に対する債務の履行を確保するためのものとしてＤＶＰ予定受払代金を当該日の午後１時までに当社に対して差し入れなければならない。
２　前項の規定により当社に対して差し入れたＤＶＰ予定受払代金は、前条に規定するＤＶＰ決済のために授受する金銭の額（以下「ＤＶＰ受払代金」という。）が確定した時点でその支払いに充当するものとする。この場合において、その日に証券決済未了が発生したことによってＤＶＰ受払代金が前項の規定により当社に差し入れているＤＶＰ予定受払代金を下回ることとなったときは、現物清算参加者等は当該ＤＶＰ予定受払代金のうち余剰額に相当する金銭の返還を当該日の午後２時４５分に当社から受けるものとする。	２　前項の規定により当社に対して差し入れたＤＶＰ予定受払代金は、前条に規定するＤＶＰ決済のために授受する金銭の額（以下「ＤＶＰ受払代金」という。）が確定した時点でその支払いに充当するものとする。この場合において、その日に証券決済未了が発生したことによってＤＶＰ受払代金が前項の規定により当社に差し入れているＤＶＰ予定受払代金を下回ることとなったときは、現物清算参加者は当該ＤＶＰ予定受払代金のうち余剰額に相当する金銭の返還を当該日の午後２時４５分に当社から受けるものとする。
３　（略）	３　（略）
（ＤＶＰ決済における当社から受方現物清算参加者等への有価証券の引渡しの限度） 第５３条　ＤＶＰ決済において、当社から受方現物清算参加者への有価証券の引渡しは、当該引渡しを行う有価証券の総額が、第１号から第３号までに定める額の合計額から第４号に定める額を減じた額に第５号から第１２号まで（利付転換社債型新株予約権付社債券について、その日が利払期日に当たるときは、第８号及び第１０号を除く。）に定める額を加減した額を超えない範囲内に限って当社が定めるところにより行うものとする。	（ＤＶＰ決済における当社から受方現物清算参加者への有価証券の引渡しの限度） 第５３条　ＤＶＰ決済において、当社から受方現物清算参加者への有価証券の引渡しは、当該引渡しを行う有価証券の総額が、第１号から第３号までに定める額の合計額から第４号に定める額を減じた額に第５号から第１０号まで（利付転換社債型新株予約権付社債券について、その日が利払期日に当たるときは、第８号及び第１０号を除く。）に定める額を加減した額を超えない範囲内に限って当社が定めるところにより行うものとする。

（１）～（１０）　（略）	（１）～（１０）　（略）
（１１）　設定時時価総額調整額	（新設）
（１２）　交換時時価総額調整額	（新設）
２　（略）	２　（略）
３　前２項の規定にかかわらず、当社から受方ＥＴＦ特別清算参加者への有価証券の引渡しは、当社が定めるところにより行う。	（新設）
（非ＤＶＰ決済のために授受する金銭及び有価証券）	（非ＤＶＰ決済のために授受する金銭及び有価証券）
第５４条　現物清算参加者等が非ＤＶＰ決済のために授受する金銭の額及び有価証券の数量は、次の各号に定めるところによる。	第５４条　現物清算参加者が非ＤＶＰ決済のために授受する金銭の額及び有価証券の数量は、次の各号に定めるところによる。
（１）　（略）	（１）　（略）
（２）　バイインの買付けに係る決済 決済日を同一とする同一現物清算参加者等の当該買付けに係る約定値段と前日におけるＤＶＰ清算値段の差に相当する額（利付転換社債型新株予約権付社債券については、その日における経過利子と前日における単位算出経過利子との差に相当する額を含む（その日が利払期日に当たる場合を除く。）。）	（２）　バイインの買付けに係る決済 決済日を同一とする同一現物清算参加者の当該買付けに係る約定値段と前日におけるＤＶＰ清算値段の差に相当する額（利付転換社債型新株予約権付社債券については、その日における経過利子と前日における単位算出経過利子との差に相当する額を含む（その日が利払期日に当たる場合を除く。）。）
（３）　（略）	（３）　（略）
（４）　バイインにより売買が成立した場合において、当該売買の決済日に行う、バイインに伴う決済未了有価証券の決済 次のａに定める金銭の額とｂに定める有価証券の数量	（４）　バイインにより売買が成立した場合において、当該売買の決済日に行う、バイインに伴う決済未了有価証券の決済 次のａに定める金銭の額とｂに定める有価証券の数量
ａ　（略）	ａ　（略）
ｂ　決済日を同一とする同一現物清算参加者等の銘柄ごとのバイインに伴う決済未了有価証券の決済により受	ｂ　決済日を同一とする同一現物清算参加者の銘柄ごとのバイインに伴う決済未了有価証券の決済により受領

領すべき決済未了有価証券の数量	すべき決済未了有価証券の数量
（５）　交換時残余返還口数の上場投資信託受益証券の決済 その日を決済日とする上場投資信託受益証券と上場投資信託構成銘柄の交換に係る清算対象取引について、当該交換に係る計算書に記載された交換時残余返還口数	（新設）
（６）　（略）	（５）　（略）
２　（略）	２　（略）
（決済方法）	（決済方法）
第５６条　（略）	第５６条　（略）
２　（略）	２　（略）
３　前２項の規定にかかわらず、当社とＥＴＦ特別清算参加者との間の清算約定の決済に係る金銭及び有価証券の授受は、次の各号に掲げる取引の区分に応じて、当該各号に定めるところにより行う。	（新設）
（１）　証券投資信託の設定	
ａ　上場投資信託構成銘柄の授受 登録ＥＴＦ信託銀行（当該証券投資信託の受託者である登録ＥＴＦ信託銀行に限る。以下この項において同じ。）がＥＴＦ特別清算参加者に代わって受領するものとし、当社と登録ＥＴＦ信託銀行の間において、保管振替機構における口座の振替により行うものとする。この場合における当社の口座から登録ＥＴＦ信託銀行の口座への振替請求は、当社が保管振替機構に対して行うものとする。	
ｂ　金銭の授受 登録ＥＴＦ信託銀行がＥＴＦ特別清算参加者に代わって受領するもの	

とし、当社と登録ＥＴＦ信託銀行の間において行う。この場合における金銭の受払いについては、当社が定めるところによるものとする。

ｃ　上場投資信託受益証券の授受

保管振替機構における当社の口座への新規記録により行うものとする。この場合における新規記録通知は、ＥＴＦ特別清算参加者が保管振替機構に対して行うものとする。

（２）　証券投資信託の元本の一部の償還

ａ　上場投資信託受益証券の授受

保管振替機構における当社の口座での抹消記録により行うものとする。この場合における交換時抹消予定情報の通知は、当社が保管振替機構に対して行うものとする。

ｂ　金銭の授受

当社と登録ＥＴＦ信託銀行の間において行うものとする。この場合における金銭の受払いについては、当社が定めるところによるものとする。

（３）　上場投資信託受益証券と上場投資信託構成銘柄の交換における以下の有価証券

ａ　上場投資信託受益証券の授受

交換時残余返還口数を除いた口数につき、保管振替機構における当社の口座での抹消記録により行うものとし、交換時残余返還口数については、授受を要しないものとする。この場合における交換時抹消予定情報の通知は、当社が保管振替機構に対して行うものとする。

b　上場投資信託構成銘柄の授受 当社と登録ＥＴＦ信託銀行の間において、保管振替機構における口座の振替により行うものとする。この場合における登録ＥＴＦ信託銀行の口座から当社の口座への振替請求は、当社が登録ＥＴＦ信託銀行に代わって保管振替機構に対して行うものとする。	
４　当社が第４６条第１項第４号ｂ若しくはｃ又は第５号に基づき引き受けた当該上場投資信託受益証券に係る債務は、前項第２号ａ及び第３号ａに規定する抹消記録が行われることにより、消滅するものとする。	（新設）
（ＤＶＰ決済に係る証券決済未了の場合の取扱い） 第６２条　ＤＶＰ決済について、渡方現物清算参加者等がやむを得ない事由によってＤＶＰ決済の決済時限までに有価証券の引渡し（当該決済日の前日（利付転換社債型新株予約権付社債券について、当該決済日が利払期日に当たるときは、２日前の日）に本条の規定により繰り延べられた決済に係る有価証券の引渡しを含む。）を行わなかった場合（以下この節において「証券決済未了の場合」という。）は、当該有価証券の引渡し及びそれに伴う金銭の授受を翌日（利付転換社債型新株予約権付社債券について、当該翌日が利払期日の前日に当たるときは、翌々日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）。以下この条及び次条において同じ。）に繰り延べる。	（ＤＶＰ決済に係る証券決済未了の場合の取扱い） 第６２条　ＤＶＰ決済について、渡方現物清算参加者がやむを得ない事由によってＤＶＰ決済の決済時限までに有価証券の引渡し（当該決済日の前日（利付転換社債型新株予約権付社債券について、当該決済日が利払期日に当たるときは、２日前の日）に本条の規定により繰り延べられた決済に係る有価証券の引渡しを含む。）を行わなかった場合（以下この節において「証券決済未了の場合」という。）は、当該有価証券の引渡し及びそれに伴う金銭の授受を翌日（利付転換社債型新株予約権付社債券について、当該翌日が利払期日の前日に当たるときは、翌々日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）。以下この条及び次条において同じ。）に繰り延べる。

２　前項の規定により渡方現物清算参加者等から当社への決済が繰り延べられた場合は、当社から受方現物清算参加者等への当該繰延べに係る当社がその都度指定する有価証券の引渡し及びそれに伴う金銭の授受を翌日に繰り延べる。	２　前項の規定により渡方現物清算参加者から当社への決済が繰り延べられた場合は、当社から受方現物清算参加者への当該繰延べに係る当社がその都度指定する有価証券の引渡し及びそれに伴う金銭の授受を翌日に繰り延べる。
（ＤＶＰ決済に係る証券決済未了の禁止等） 第６２条の２　現物清算参加者等は、当社が必要と認めて定める日においては、証券決済未了を発生させてはならない。 ２　前項のほか、現物清算参加者等は、みだりに証券決済未了を発生させてはならない。	（ＤＶＰ決済に係る証券決済未了の禁止等） 第６２条の２　現物清算参加者は、当社が必要と認めて定める日においては、証券決済未了を発生させてはならない。 ２　前項のほか、現物清算参加者は、みだりに証券決済未了を発生させてはならない。
（バイイン） 第６３条　バイインとは、証券決済未了の場合において決済未了となっている清算約定の決済を完了させることを目的とする有価証券の買付けであって、当該証券決済未了に係る受方現物清算参加者等からの請求に基づき、証券決済未了に係る渡方現物清算参加者等が自己の計算において当社が定めるところにより買付けを行うものをいう。 ２・３　（略）	（バイイン） 第６３条　バイインとは、証券決済未了の場合において決済未了となっている清算約定の決済を完了させることを目的とする有価証券の買付けであって、当該証券決済未了に係る受方現物清算参加者からの請求に基づき、証券決済未了に係る渡方現物清算参加者が自己の計算において当社が定めるところにより買付けを行うものをいう。 ２・３　（略）
（有価証券引渡票による決済） 第６４条　非ＤＶＰ決済（発行日取引及び交換時残余返還口数の上場投資信託受益証券の引渡しに係るものを除く。）において、渡方現物清算参加者等は、やむを得ない事由によって非ＤＶＰ決済の決済時限までに有価証券の引渡しを行うことができない場合において、当社にその事	（有価証券引渡票による決済） 第６４条　非ＤＶＰ決済（発行日取引に係るものを除く。）において、渡方現物清算参加者は、やむを得ない事由によって非ＤＶＰ決済の決済時限までに有価証券の引渡しを行うことができない場合において、当社にその事由をそ明し、かつ、当社が指定する有価証券引渡票の受方と

由をそ明し、かつ、当社が指定する有価証券引渡票の受方となる現物清算参加者（以下「有価証券引渡票受方現物清算参加者」という。）の承認を受けたときは、有価証券引渡票を当社に交付し、当社は、当該有価証券引渡票を有価証券引渡票受方現物清算参加者に交付することができる。この場合においては、当該有価証券引渡票の交付をもって、有価証券の決済が行われたものとする。	なる現物清算参加者（以下「有価証券引渡票受方現物清算参加者」という。）の承認を受けたときは、有価証券引渡票を当社に交付し、当社は、当該有価証券引渡票を有価証券引渡票受方現物清算参加者に交付することができる。この場合においては、当該有価証券引渡票の交付をもって、有価証券の決済が行われたものとする。
２　前項のほか、発行日取引に係る清算約定の決済及び交換時残余返還口数の上場投資信託受益証券の引渡しについて、非ＤＶＰ決済の決済時限までに有価証券の引渡しを行うことができない場合において、当社が特に必要があると認めた場合は、有価証券引渡票受方現物清算参加者の承認を受けて、有価証券引渡票を当社に交付し、当社は、当該有価証券引渡票を有価証券引渡票受方現物清算参加者に交付することができる。この場合においては、当該有価証券引渡票の交付をもって、有価証券の決済が行われたものとする。	２　前項のほか、発行日取引に係る清算約定の決済について、非ＤＶＰ決済の決済時限までに有価証券の引渡しを行うことができない場合において、当社が特に必要があると認めた場合は、有価証券引渡票受方現物清算参加者の承認を受けて、有価証券引渡票を当社に交付し、当社は、当該有価証券引渡票を有価証券引渡票受方現物清算参加者に交付することができる。この場合においては、当該有価証券引渡票の交付をもって、有価証券の決済が行われたものとする。
３　（略）	３　（略）
４　前項の規定にかかわらず、渡方現物清算参加者等は、当社が特に必要があると認めた場合は、有価証券引渡票受方現物清算参加者の承認を受けて、当社が適当と認める日を有価証券引渡票に係る有価証券の貸借の決済期限とすることができる。	４　前項の規定にかかわらず、渡方現物清算参加者は、当社が特に必要があると認めた場合は、有価証券引渡票受方現物清算参加者の承認を受けて、当社が適当と認める日を有価証券引渡票に係る有価証券の貸借の決済期限とすることができる。
５　（略）	５　（略）
（有価証券引渡票乱用の禁止）	（有価証券引渡票乱用の禁止） 第６４条の２　現物清算参加者は、有価証

第６４条の２　現物清算参加者等は、有価証券引渡票をみだりに発行してはならない。	券引渡票をみだりに発行してはならない。
（決済不履行時の清算基金の決済使用） 第７５条の２　当社は、清算参加者（ＥＴＦ特別清算参加者を除く。以下この節において同じ。）が清算約定の決済を履行しない場合であって、他の者からの借入れその他の手段によってもなお清算約定の決済を完了させることが困難であると当社が認めるときは、当該不履行が発生した日（以下「決済使用開始日」という。）における当該清算参加者以外の清算参加者（以下「決済使用開始日清算参加者」という。）が当社に預託している清算基金（円貨をもって預託したものに限る。次条において同じ。）を、清算約定の決済の完了のために使用（以下「決済使用」という。）することができる。	（決済不履行時の清算基金の決済使用） 第７５条の２　当社は、清算参加者が清算約定の決済を履行しない場合であって、他の者からの借入れその他の手段によってもなお清算約定の決済を完了させることが困難であると当社が認めるときは、当該不履行が発生した日（以下「決済使用開始日」という。）における当該清算参加者以外の清算参加者（以下「決済使用開始日清算参加者」という。）が当社に預託している清算基金（円貨をもって預託したものに限る。次条において同じ。）を、清算約定の決済の完了のために使用（以下「決済使用」という。）することができる。
２・３　（略）	２・３　（略）
（債務の引受けの停止の措置の通知） 第７７条　当社は、前条第１項又は第５項の規定に基づき、清算参加者を当事者とする清算対象取引に基づく債務の引受けの停止の措置を行った場合は、当該清算参加者が有する清算資格を有する各清算参加者（当該清算参加者が現物清算参加者の場合にはＥＴＦ特別清算参加者及び登録ＥＴＦ信託銀行を含む。）に対しその旨を通知する。	（債務の引受けの停止の措置の通知） 第７７条　当社は、前条第１項又は第５項の規定に基づき、清算参加者を当事者とする清算対象取引に基づく債務の引受けの停止の措置を行った場合は、当該清算参加者が有する清算資格を有する各清算参加者に対しその旨を通知する。
第３節　ＥＴＦ特別清算参加者の決済不履行時の措置等	（新設）

（決済不履行の場合における措置） 第７９条の３の２　当社は、ＥＴＦ特別清算参加者が清算約定の決済を履行しないとき又はそのおそれがあると認めるときは、当社が必要と認める範囲において当社が必要と認める期間、当該ＥＴＦ特別清算参加者（以下「不履行ＥＴＦ特別清算参加者」という。）を当事者とする清算対象取引に基づく債務の引受けの停止の措置を行う。 ２　前項の規定により債務の引受けの停止の措置を受けた不履行ＥＴＦ特別清算参加者は、当社の承認を受けて、その期間中、当該措置の対象とされた債務の起因となる清算対象取引に係る清算約定で未決済のものを、他のＥＴＦ特別清算参加者に引き継ぐことができる。ただし、次項の規定により、不履行ＥＴＦ特別清算参加者を当事者とする清算対象取引に基づくすべての債務の引受けの停止の措置が行われた場合は、この限りでない。 ３　当社は、第１項の措置を行った場合において、不履行ＥＴＦ特別清算参加者が支払不能となり又はそのおそれがあると認めるときその他特に必要があると認めるときは、同項の規定にかかわらず、その事由の消滅するまで、不履行ＥＴＦ特別清算参加者を当事者とする清算対象取引に基づくすべての債務の引受けの停止を行うことができる。 ４　前項の規定により当社が不履行ＥＴＦ特別清算参加者を当事者とする清算対象取引に基づくすべての債務の引受けの停止を行った場合には、第５６条第３項第１号ｃの規定に基づく新規記録又は同項第２号ａ若しくは同項第３号ａの規定に	（新設）

基づく抹消記録が未了の不履行ＥＴＦ特別清算参加者との間の清算約定（以下「失効清算約定」という。）に係る第４５条の３第２項に基づく合意及び第４６条第１項第４号及び第５号による債務の引受けは、失効清算約定についての第４５条の３第１項による債務の引受けの申込みの時にさかのぼってその効力を失う。ただし、失効清算約定について遅延損害金、遅延違約金その他これに類する金銭の授受がなされていた場合、当該金銭は返還することを要しない。 ５　前項の規定により債務の引受けが効力を失った場合には、当社は、失効清算約定の決済のために現物清算参加者から受領した上場有価証券及び金銭を、当社が定めるところにより、当該現物清算参加者に返還する。	
（債務の引受けの停止の措置の通知） 第７９条の３の３　当社は、前条第１項又は第３項の規定に基づき、ＥＴＦ特別清算参加者を当事者とする清算対象取引に基づく債務の引受けの停止の措置を行った場合は、現物清算参加者、ＥＴＦ特別清算参加者及び登録ＥＴＦ信託銀行に対しその旨を通知する。	（新設）
（決済時限の臨時変更） 第８０条　当社は、必要があると認めるときは、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済時限（第５１条第１項及び第２項の時限を含む。）を臨時に変更することができる。この場合においては、あらかじめその旨を清算参加者等に通知する。	（決済時限の臨時変更） 第８０条　当社は、必要があると認めるときは、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済時限（第５１条第１項及び第２項の時限を含む。）を臨時に変更することができる。この場合においては、あらかじめその旨を清算参加者に通知する。

（システム障害時等における決済日の繰延べ） 第８１条　当社は、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社又は当社以外の機関が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、当該システムを利用して清算約定の決済を行うことが不可能又は困難であると認める場合は、当該決済の全部又は一部につき決済日をその翌日以降に繰り延べることができる。この場合においては、あらかじめその旨を清算参加者等に通知する。 ２・３　（略）	（システム障害時等における決済日の繰延べ） 第８１条　当社は、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社又は当社以外の機関が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、当該システムを利用して清算約定の決済を行うことが不可能又は困難であると認める場合は、当該決済の全部又は一部につき決済日をその翌日以降に繰り延べることができる。この場合においては、あらかじめその旨を清算参加者に通知する。 ２・３　（略）
（天災地変等の場合における非常措置） 第８２条　（略） ２　前項の規定により当社が決済の条件を定めたときは、清算参加者等は、これに従わなければならない。 ３　（略）	（天災地変等の場合における非常措置） 第８２条　（略） ２　前項の規定により当社が決済の条件を定めたときは、清算参加者は、これに従わなければならない。 ３　（略）
（事務の委任） 第８５条　（略） ２　清算参加者等は、この業務方法書に定めるほか、前項の事務に関して同項により指定する者が当社の承認を受けて定めるところによらなければならない。 ３　（略）	（事務の委任） 第８５条　（略） ２　清算参加者は、この業務方法書に定めるほか、前項の事務に関して同項により指定する者が当社の承認を受けて定めるところによらなければならない。 ３　（略）
付　則 １　この改正規定は、令和３年１月１８日から施行する。 ２　前項の規定にかかわらず、清算約定に	

係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、令和３年１月１８日以後の当社が定める日から施行する。 ３　当社は、ＥＴＦ特別清算参加者資格及び登録ＥＴＦ信託銀行の登録に関する次の各号に掲げる事項及び当該事項に関し必要な手続その他の行為については、この改正規定施行の日前においても、改正後の業務方法書の例により行うことができる。 （１）　改正後の第６条第７項の規定による取得申請者に対するＥＴＦ特別清算参加者資格の取得の承認 （２）　改正後の第６条第１２項の規定による登録申請者に対する登録ＥＴＦ信託銀行の登録の承認 （３）改正後の第７条４項の規定による承認審査の実施 （４）改正後の第１０条の４第１項の規定による承認審査の実施	

登録ＥＴＦ信託銀行契約書（内国法人用）

（内国法人用）

登録ＥＴＦ信託銀行契約書

年　月　日

株式会社日本証券クリアリング機構
代表取締役社長　　殿

所在地
商号又は名称
代表者名　　印

当__は、株式会社日本証券クリアリング機構(以下「貴社」という。)の登録ＥＴＦ信託銀行として、次の事項を承諾します。

１．　貴社が現に制定している及び将来制定又は改正することのある業務方法書その他の規則(以下「規則」という。)に従い、また、これを遵守すること。

２．　規則に基づいて貴社が行う、登録の取消し、債務引受けの停止その他の措置に従うこと。

３．　当__が登録を抹消する場合は、その抹消について当__が一切の責任を負い、貴社、清算参加者及び顧客に対し、一切迷惑をかけないこと。

４．　貴社からこの契約の内容の変更について通知された場合で、当__が所定の期日までに異議の申出をしないときは、その変更に同意したものとすること。

５．　当__と貴社との間の一切の訴訟については、東京地方裁判所のみをその管轄裁判所とすること。

以上

登録ＥＴＦ信託銀行契約書（外国法人用）

（外国法人用）

登録ＥＴＦ信託銀行契約書

年　月　日

株式会社日本証券クリアリング機構
代表取締役社長　　殿

所在地
商号又は名称
代表者名　　印

当__は、株式会社日本証券クリアリング機構（以下「貴社」という。）の登録ＥＴＦ信託銀行として、次の事項を承諾します。

１．　貴社が現に制定している及び将来制定又は改正することのある業務方法書その他の規則（以下「規則」という。）に従い、また、これを遵守すること。

２．　規則に基づいて貴社が行う、登録の取消し、債務の引受けの停止その他の措置に従うこと。

３．　当__が登録を抹消する場合は、その抹消について当__が一切の責任を負い、貴社、清算参加者及び顧客に対し、一切迷惑をかけないこと。

４．　貴社からこの契約の内容の変更について通知された場合で、当__が所定の期日までに異議の申出をしないときは、その変更に同意したものとすること。

５．　当__と貴社との間の諸通知（授受する書類を含む。）は日本語で作成し、金額の表示については本邦通貨で表示したものにより行うこと。

６．　当__と貴社との間の一切の訴訟については、東京地方裁判所のみをその管轄裁判所とすること。

以上

業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
（清算資格等の取得申請） 第４条　業務方法書第６条第１項から第４項まで及び同条第６項の清算資格の取得申請は、清算資格の取得申請者が、次の各号に掲げる事項を記載した所定の清算資格取得申請書を当社に提出して行うものとする。 （１）取得しようとする清算資格の種類及び自社清算資格又は他社清算資格の別（業務方法書第６条第３項に規定する現物清算資格の取得の申請を行う場合にあっては、同第３条第２項第７号から第１０号までに掲げる取引のみを清算対象取引とすることを条件とする自社清算資格である旨、同条第４項に規定する貴金属先物等清算資格、ゴム先物等清算資格又は農産物先物等清算資格の取得の申請を行う場合にあっては、自社清算資格である旨を記載することとし、同第６条第６項に規定するＥＴＦ特別清算資格の取得の申請を行う場合にあっては、自社清算資格又は他社清算資格の別の記載を要しない。） （２）～（４）　（略） （５）申請理由 ２　前項の規定は、業務方法書第６条第８項の清算資格の取得申請について準用する。この場合において、前項中「業務方法書第６条第３項に規定する現物清算資格の取得の申請を行う場合」とあるのは「特定事業譲受け等（預保法第１２６条の３４第１項に定める特定事業譲受け等をいう。）により証券金融会社の債務等（同法	（清算資格の取得申請） 第４条　業務方法書第６条第１項から第４項までの清算資格の取得申請は、清算資格の取得申請者が、次の各号に掲げる事項を記載した所定の清算資格取得申請書を当社に提出して行うものとする。 （１）取得しようとする清算資格の種類及び自社清算資格又は他社清算資格の別（業務方法書第６条第３項に規定する現物清算資格の取得の申請を行う場合にあっては、同第３条第２項第７号から第１０号までに掲げる取引のみを清算対象取引とすることを条件とする自社清算資格である旨、同条第４項に規定する貴金属先物等清算資格、ゴム先物等清算資格又は農産物先物等清算資格の取得の申請を行う場合にあっては、自社清算資格である旨） （２）～（４）　（略） （５）清算資格の取得申請理由 ２　前項の規定は、業務方法書第６条第７項の清算資格の取得申請について準用する。この場合において、前項中「業務方法書第６条第３項に規定する現物清算資格の取得の申請を行う場合」とあるのは「特定事業譲受け等（預保法第１２６条の３４第１項に定める特定事業譲受け等をいう。）により証券金融会社の債務等（同法

第１２６条の３４第１項に規定する債務等をいう。）を引き継ぐ特定承継金融機関等が業務方法書第６条第８項に規定する清算資格の取得の申請を行う場合」と読み替えるものとする。	第１２６条の３４第１項に規定する債務等をいう。）を引き継ぐ特定承継金融機関等が業務方法書第６条第７項に規定する清算資格の取得の申請を行う場合」と読み替えるものとする。
３　（略）	３　（略）
４　業務方法書第６条第１１項の登録ＥＴＦ信託銀行の登録申請は、当該登録に係る申請者が、登録ＥＴＦ信託銀行の登録を申請する旨のほか、第１項第２号から第５号に掲げる事項を記載したＥＴＦ信託銀行登録申請書を当社に提出して行うものとする。この場合において、ＥＴＦ信託銀行登録申請書には、当社が必要と認める書類を添付するものとする。	（新設）
（届出事項）	（届出事項）
第６条　業務方法書第１２条第１項（同第１７条の２第２項において準用する場合を含む。）、第１３条（同第１７条の２第２項において準用する場合を含む。）、第１９条、第４０条及び第４１条に規定する当社への届出は、当社が指定するときまでに、所定の届出書に当社が必要と認める書類を添付して行うものとする。	第６条　業務方法書第１２条第１項、第１３条、第１９条、第４０条及び第４１条に規定する当社への届出は、当社が指定するときまでに、所定の届出書に当社が必要と認める書類を添付して行うものとする。
（審問に関する手続き）	（審問に関する手続き）
第６条の２　業務方法書第１４条第２項（同第１７条の２第２項において準用する場合を含む。この場合において、「清算参加者」とあるのは「登録ＥＴＦ信託銀行」と読み替える。）の審問の手続きは、次の各号に定めるところによる。	第６条の２　業務方法書第１４条第２項の審問の手続きは、次の各号に定めるところによる。
（１）・（２）　（略）	（１）・（２）　（略）
（報告事項）	（報告事項）

第８条　業務方法書第２０条に規定する当社が定める場合は、次の各号（ＥＴＦ特別清算参加者及び登録ＥＴＦ信託銀行にあっては、第２号、第３号、第４号、第４号の３、第７号の２から第９号、第９号の３、第１１号、第１２号及び第１３号）に掲げる場合とし、所定の報告書に当社が必要と認める書類を添付して報告するものとする。	第８条　業務方法書第２０条に規定する当社が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、所定の報告書に当社が必要と認める書類を添付して報告するものとする。
（１）・（１）の２　（略）	（１）・（１）の２　（略）
（２）次のａからｅまでに掲げる清算参加者の区分に従い、当該ａからｅまでに定める場合	（２）次のａからｃまでに掲げる清算参加者の区分に従い、当該ａからｃまでに定める場合
ａ～ｃ　（略）	ａ～ｃ　（略）
ｄ　ＥＴＦ特別清算参加者 法第２８条第４項第２号に掲げる業務を休止し、又は再開したとき。	（新設）
ｅ　登録ＥＴＦ信託銀行 信託業法（平成１６年法律第１５４号）第２条第１項に掲げる業務を休止し、又は再開したとき。	（新設）
（３）～（４）の２　（略）	（３）～（４）の２　（略）
（４）の３　ＥＴＦ特別清算参加者が、証券投資信託の設定、証券投資信託の元本の一部の償還又は上場投資信託受益証券と上場投資信託構成銘柄の交換を行うことができない状況となったとき又はそのおそれがある状態となったとき。	（新設）
（５）～（１０）　略	（５）～（１０）　略
（１１）金融商品取引業者にあっては、役員が法第２９条の４第１項第２号イからリまでに掲げる者のいずれかに該当することとなった事実を知ったとき、登録金融機関、証券金融会社、当業者等又は信託会社等にあっては、役員	（１１）金融商品取引業者にあっては、役員が法第２９条の４第１項第２号イからリまでに掲げる者のいずれかに該当することとなった事実を知ったとき、登録金融機関、証券金融会社又は当業者等にあっては、役員が破産手続

が破産手続開始の決定、禁錮以上の刑又は法の規定により罰金の刑を受けた事実を知ったとき。 （１１）の２　～（２７）　（略） ２～４　（略）	開始の決定、禁錮以上の刑又は法の規定により罰金の刑を受けた事実を知ったとき。 （１１）の２　～（２７）　（略） ２～４　（略）
（清算資格の喪失申請） 第９条　業務方法書第２２条の清算資格の喪失申請は、清算資格の喪失申請者が、次の各号に掲げる事項を記載した所定の清算資格喪失申請書を当社に提出して行うものとする。 （１）喪失しようとする清算資格の種類及び自社清算資格又は他社清算資格の別（ＥＴＦ特別清算資格の喪失申請を行う場合にあっては、自社清算資格又は他社清算資格の別の記載を要しない。） （２）～（４）　（略） （５）申請理由 ２　（略）	（清算資格の喪失申請） 第９条　業務方法書第２２条の清算資格の喪失申請は、清算資格の喪失申請者が、次の各号に掲げる事項を記載した所定の清算資格喪失申請書を当社に提出して行うものとする。 （１）喪失しようとする清算資格の種類及び自社清算資格又は他社清算資格の別 （２）～（４）　（略） （５）清算資格の喪失申請理由 ２　（略）
（登録抹消の申請） 第９条の２の２　業務方法書第２６条の２の登録ＥＴＦ信託銀行の登録抹消の申請は、当該登録抹消申請者が、登録ＥＴＦ信託銀行の登録抹消を申請する旨のほか、第９条第１項第２号から第５号に掲げる事項を記載した所定のＥＴＦ信託銀行登録抹消申請書を当社に提出して行うものとする。この場合において、ＥＴＦ信託銀行登録抹消申請書には、登録抹消に係る日程表のほか、当社が必要と認める書類を添付するものとする。	（新設）
（清算受託契約）	（清算受託契約）

第１０条　業務方法書第３９条第１項に規定する清算受託契約は、次の各号に掲げる他社清算参加者の清算資格の種類に従い、当該各号に定める別紙様式によるものとする。 （１）～（７）　（略）	第１０条　業務方法書第３９条に規定する清算受託契約は、次の各号に掲げる他社清算参加者の清算資格の種類に従い、当該各号に定める別紙様式によるものとする。 （１）～（７）　（略）
（業務方法書第３条第２項第１２号又は第１３号に掲げる清算対象取引の債務引受けの申込み等） 第１０条の２　業務方法書第４５条の３第１項に規定する当社が定める方法は、受益証券等申込者、ＥＴＦ特別清算参加者及び登録ＥＴＦ信託銀行が業務方法書第３条第２項第１２号に掲げる取引に係る情報交換並びに申込み及び承諾等を行うためのシステムとして当社が運営するもの（以下「プラットフォーム」という。）を用いる方法とする。ただし、当社又は当社以外の機関が設置するシステムの稼動に支障が生じた場合その他やむを得ない事由によりプラットフォームを用いることが適当でないと当社が認める場合には、当社がその都度定める方法による。 ２　業務方法書第４５条の３第２項の計算書は、プラットフォームの運営に当たり当社の指定する様式により作成するものとする。	（新設）
（業務方法書第３条第２項第１２号又は第１３号に掲げる取引に基づく債務の引受け） 第１０条の３　業務方法書第４６条第１項第４号ａからｃまで及び同項第５号に規定する当社が引き受けるべき債務の内容の確認は、プラットフォームを用いて行	（新設）

うものとする。ただし、当社又は当社以外の機関が設置するシステムの稼動に支障が生じた場合その他やむを得ない事由によりプラットフォームを用いることが適当でないと当社が認める場合には、当社がその都度定める方法による。	
（アロケーション申告等） 第１０条の４　（略） ２・３　（略）	（アロケーション申告等） 第１０条の２　（略） ２・３　（略）
（金銭の受払い） 第１２条　業務方法書第５１条第３項、第５６条第１項、第６７条第１項、第６８条第１項及び第７３条の４０第２項に規定する金銭の受払いは、次の各号に定めるところにより行うものとする。 （１）金銭を支払う清算参加者（ＥＴＦ特別清算参加者を除く。）は、当社が指定する銀行及び日本銀行のうちから清算参加者が選定した銀行（以下「決済銀行」という。）に口座を設け、当該口座から当該決済銀行に設けられた当社名義の口座に振り込むものとする。 （２）金銭を受領する清算参加者（ＥＴＦ特別清算参加者を除く。）は、決済銀行に口座を設け、当該口座において受領するものとする。	（金銭の受払い） 第１２条　業務方法書第５１条第３項、第５６条第１項、第６７条第１項、第６８条第１項及び第７３条の４０第２項に規定する金銭の受払いは、次の各号に定めるところにより行うものとする。 （１）金銭を支払う清算参加者は、当社が指定する銀行及び日本銀行のうちから清算参加者が選定した銀行（以下「決済銀行」という。）に口座を設け、当該口座から当該決済銀行に設けられた当社名義の口座に振り込むものとする。 （２）金銭を受領する清算参加者は、決済銀行に口座を設け、当該口座において受領するものとする。
２　業務方法書第５６条第３項第１号及び第２号に規定する金銭の受払いは、次の各号に定めるところにより行うものとする。 （１）金銭を支払う登録ＥＴＦ信託銀行は、当社が指定する銀行及び日本銀行のうちから登録ＥＴＦ信託銀行が選定した銀行に口座を設け、当該口座から	（新設）

当該銀行に設けられた当社名義の口座に振り込むものとする。 （２）金銭を受領する登録ＥＴＦ信託銀行は、前号の口座において受領するものとする。 ３　（略） ４　（略） 付　則 １　この改正規定は、令和３年１月１８日から施行する。 ２　前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社又は当社以外の機関が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、令和３年１月１８日以後の当社が定める日から施行する。	２　（略） ３　（略）

手数料に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
（固定手数料） 第２条の２　清算参加者等は、固定手数料を、当社に納入しなければならない。 ２　前項に規定する固定手数料（月額）は、次の各号に掲げる清算参加者等について、当該各号に定める額とする。 （１）　現物清算資格を有する清算参加者 １３万円 （ただし、当月に業務方法書第４６条第１項第４号又は第５号に基づく債務の引受けが成立した場合には、これに５万円を加算した額とする。） （２）～（４）　（略） （５）　ＥＴＦ特別清算資格を有する清算参加者 ５万円 （６）　登録ＥＴＦ信託銀行 ５万円	（固定手数料） 第２条の２　清算参加者は、固定手数料を、当社に納入しなければならない。 ２　前項に規定する固定手数料（月額）は、次の各号に掲げる清算参加者について、当該各号に定める額とする。 （１）　現物清算資格を有する清算参加者 １３万円 （２）～（４）　（略） （新設） （新設）
（決済に係る手数料） 第３条　清算参加者（ＥＴＦ特別清算参加者を除く。）は、ＤＶＰ対象有価証券の当社における清算約定の決済について、当社が保管振替機構に対し支払う手数料額（以下「決済に係る手数料」という。）を、当社に納入しなければならない。 ２　登録ＥＴＦ信託銀行は、業務方法書第５６条第３項に基づくＥＴＦ特別清算参加者の清算約定の決済について、当社が保管振替機構に対し支払う決済に係る手	（決済に係る手数料） 第３条　清算参加者は、ＤＶＰ対象有価証券の当社における清算約定の決済について、当社が保管振替機構に対し支払う手数料額（以下「決済に係る手数料」という。）を、当社に納入しなければならない。 （新設）

数料を、当社に納入しなければならない。

３　決済に係る手数料は、保管振替機構が定める当社の決済に係る振替に関する振替手数料として、保管振替機構がその参加者又は登録ＥＴＦ信託銀行ごとに算出した額とする。

付　則

１　この改正規定は、令和３年１月１８日から施行する。

２　前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社又は当社以外の機関が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、令和３年１月１８日以後の当社が定める日から施行する。

別表

清算手数料の算出の基準及び清算手数料率

１　業務方法書第３条第２項第１号、第７号から第１０号まで、第１２号及び第１３号に掲げる取引並びに第２号に掲げる有価証券オプション取引の権利行使により成立する対象有価証券の売買に係る清算手数料の算出の基準及び清算手数料率は、次のとおりとする。

清算対象取引の区分	算出の基準	清算手数料率

２　決済に係る手数料は、保管振替機構が定める当社の決済に係る振替に関する振替手数料として、保管振替機構がその参加者ごとに算出した額とする。

別表

清算手数料の算出の基準及び清算手数料率

１　業務方法書第３条第２項第１号及び第７号から第１０号までに掲げる取引並びに第２号に掲げる有価証券オプション取引の権利行使により成立する対象有価証券の売買に係る清算手数料の算出の基準及び清算手数料率は、次のとおりとする。

清算対象取引の区分	算出の基準	清算手数料率

業務方法書第３条第２項第１号、第１０号、第１２号及び第１３号に掲げる取引並びに第２号に掲げる有価証券オプション取引の権利行使により成立する対象有価証券の売買	債券（新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。）以外の有価証券	債務の引受けの額	ａ．次の（ａ）及び（ｂ）に定める額の合計額。 （ａ）業務方法書第３条第２項第１号及び第１０号に掲げる取引並びに第２号に掲げる有価証券オプション取引の権利行使により成立する対象有価証券の売買 当社が当該月（当該月の前月の末日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下この項において同じ。）の午後５時３０分より後を含み、当該月の末日の午後５時３０分より後を除く。ただし、私設取引システムにおいて午後４時３０分以降に開始する市場において成立した取引分については、当該月の前月の末日の午後４時３０分より後を含み、当該月の末日の４時３０分より後を除く。以下この項において同じ。）に引き受けた債務の額（当該取引に係る有価証券の数量に約定値段を乗じた額とする。）並びに当該月に業務方法書第３条第２項第２号に掲げる有価証券オプション取引の権利行使及び権利行使の
業務方法書第３条第２項第１号及び第１０号に掲げる取引並びに第２号に掲げる有価証券オプション取引の権利行使により成立する対象有価証券の売買	債券（新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。）以外の有価証券	債務の引受けの額	当社が当該月（当該月の前月の末日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下この項において同じ。）の午後５時３０分より後を含み、当該月の末日の午後５時３０分より後を除く。ただし、私設取引システムにおいて午後４時３０分以降に開始する市場において成立した取引分については、当該月の前月の末日の午後４時３０分より後を含み、当該月の末日の４時３０分より後を除く。以下この項において同じ。）に引き受けた債務の額（当該取引に係る有価証券の数量に約定値段を乗じた額とする。）並びに当該月に業務方法書第３条第２項第２号に掲げる有価証券オプション取引の権利行使及び権利行使の割当てにより成立した対象有価証券の売買代金（以下この項において「当該月の債務引受額等」という。）に万分の０．０４を乗じた額。

				割当てにより成立した対象有価証券の売買代金（以下この項において「当該月の債務引受額等」という。）に万分の０．０４を乗じた額。 （ｂ） 現物清算参加者が行う業務方法書第３条第２項第１２号及び第１３号に掲げる取引 当社が月間に業務方法書第４６条第１項第４号及び第５号に基づいて引き受けた、次のイからニまでに掲げる債務の引受け額の合計額（以下この項において「月間 ETF 債務引受額」という。）に万分の０．０４を乗じた額。 イ．業務方法書第４５条の３第２項第１号ａに規定する金銭の支払債務 ロ．業務方法書第４５条の３第２項第１号ｂ（受益証券等申込者が金銭の支払債務のみを負う証券投資信託の設定に係るものを除く。）、同項第２号ａ及び同項第３号ａに規定する上場投資信託受益証券の引渡債務 ハ．業務方法書第４５条					

				の３第２項第１号ａ及び同項第３号ｂに規定する上場投資信託構成銘柄の引渡債務 ニ．業務方法書第４５条の３第２項第３号ｃに規定する交換時残余変換口数の上場投資信託受益証券の引渡債務 ｂ．前ａの規定にかかわらず、すべての清算参加者の当該月の債務引受額等に月間ＥＴＦ債務引受額を合算した額が４０兆円を超える場合は、次のイからハまでに定める額の合計額とする。 イ．当該月の債務引受額等及び月間ＥＴＦ債務引受額の合算値のうち１兆円以下の金額につき万分の０．０４を乗じた額 ロ．当該月の債務引受額等及び月間ＥＴＦ債務引受額の合算値のうち１兆円を超え３兆円以下の金額につき万分の０．０４を乗じた額に０．９７を乗じた額 ハ．当該月の債務引受額等及び月間ＥＴＦ債務引受額の合算値のうち３兆円を超える金額につき万分の０．０４を				ただし、当該月の債務引受額等をすべての清算参加者について合算した額が４０兆円を超える場合は、次のイからハまでに定める額の合計額とする。 イ．当該月の債務引受額等のうち１兆円以下の金額につき万分の０．０４を乗じた額 ロ．当該月の債務引受額等のうち１兆円を超え３兆円以下の金額につき万分の０．０４を乗じた額に０．９７を乗じた額 ハ．当該月の債務引受額等のうち３兆円を超える金額につき万分の０．０４を乗じた額に０．９５を乗じた額

				乗じた額に０．９５を乗じた額					
			債務の引受けの件数	ａ．次の（ａ）及び（ｂ）に定める額の合計額。 （ａ） 業務方法書第３条第２項第１号及び第１０号に掲げる取引並びに第２号に掲げる有価証券オプション取引の権利行使により成立する対象有価証券の売買 当社が当該月に引き受けた債務の件数並びに当該月に業務方法書第３条第２項第２号に掲げる有価証券オプション取引の権利行使及び権利行使の割当てにより成立した対象有価証券の売買の件数（以下この項において「当該月の債務引受件数等」という。）に２円９５銭を乗じた額。 （ｂ） 現物清算参加者が行う業務方法書第３条第２項第１２号及び第１３号に掲げる取引 当社が月間に業務方法書第４６条第１項第４号及び第５号に基づいて引き受けた、次のイからニま				債務の引受けの件数	当社が当該月に引き受けた債務の件数並びに当該月に業務方法書第３条第２項第２号に掲げる有価証券オプション取引の権利行使及び権利行使の割当てにより成立した対象有価証券の売買の件数（以下この項において「当該月の債務引受件数等」という。）に２円９５銭を乗じた額。

				でに掲げる債務の件数の合計件数（以下この項において「月間ＥＴＦ債務引受件数」という。）に２円９５銭を乗じた額。 イ．業務方法書第４５条の３第２項第１号ａに規定する金銭の支払債務 ロ．業務方法書第４５条の３第２項第１号ｂ（受益証券等申込者が金銭の支払債務のみを負う証券投資信託の設定に係るものを除く。）、同項第２号ａ及び同項第３号ａに規定する上場投資信託受益証券の引渡債務 ハ．業務方法書第４５条の３第２項第１号ａ及び同項第３号ｂに規定する上場投資信託構成銘柄の引渡債務 ニ．業務方法書第４５条の３第２項第３号ｃに規定する交換時残余変換口数の上場投資信託受益証券の引渡債務 ｂ．前ａの規定にかかわらず、すべての清算参加者の当該月の債務引受額等に月間ＥＴＦ債務引受額を合算した額が４０兆円を超える場				ただし、当該月の債務引受額等をすべての清算参加者について合算した額が４０兆円を超える場合は、次のイからハまでに定める額の合計額とする。	

			合は、次のイからハまでに定める額の合計額とする。 イ．当該月の債務引受件数等及び月間ＥＴＦ債務引受件数の合算値のうち５０万件以下の件数につき２円９５銭を乗じた額 ロ．当該月の債務引受件数等及び月間ＥＴＦ債務引受件数の合算値のうち５０万件を超え１５０万件以下の件数につき２円９５銭を乗じた額に０．９７を乗じた額 ハ．当該月の債務引受件数等及び月間ＥＴＦ債務引受件数の合算値のうち１５０万件を超える件数につき２円９５銭を乗じた額に０．９５を乗じた額
	（略）		
（略）			

（注）　業務方法書第３条第２項第１２号及び第１３号に掲げる取引に関する上場投資信託構成銘柄の債務の引受けの件数は、上場投資信託構成銘柄の銘柄数をもとに算定する。

２　（略）

			イ．当該月の債務引受件数等のうち５０万件以下の件数につき２円９５銭を乗じた額 ロ．当該月の債務引受件数等のうち５０万件を超え１５０万件以下の件数につき２円９５銭を乗じた額に０．９７を乗じた額 ハ．当該月の債務引受件数等のうち１５０万件を超える件数につき２円９５銭を乗じた額に０．９５を乗じた額
	（略）		
（略）			

２　（略）

措置評価委員会規則の一部改正新旧対照表

新	旧
（諮問事項） 第３条　当社は、清算参加者等（業務方法書第５条第２項に規定する現物清算資格、国債先物等清算資格、指数先物等清算資格、貴金属先物等清算資格、ゴム先物等清算資格、農産物先物等清算資格、ＦＸ清算資格若しくはＥＴＦ特別清算資格、ＣＤＳ業務方法書第２条第６０号に規定するＣＤＳ清算資格、金利スワップ業務方法書第２条第１２号に規定する金利スワップ清算資格、国債店頭取引業務方法書第５条第２項に規定する国債店頭取引清算資格又は商品取引業務方法書第５条第２項に規定するエネルギー先物等清算資格、堂島農産物先物等清算資格若しくは堂島砂糖先物等清算資格のうちいずれかの清算資格を有する者（以下「清算参加者」という。）又は業務方法書第１０条の４第１項の規定により登録を受けた者をいう。以下同じ。）に対し次に掲げる措置又は判断を行おうとするときは、措置評価委員会に諮問するものとする。 （１）～（５）　（略） ２・３　（略） （委員） 第４条　（略） ２　措置評価委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、取締役社長が委嘱するものとする。ただし、措置評価委員会の委員のうちの過半数は、第２号に該当する者（以下「清算参加者外委員」という。）でなければならない。	（諮問事項） 第３条　当社は、清算参加者（業務方法書第５条第２項に規定する現物清算資格、国債先物等清算資格、指数先物等清算資格、貴金属先物等清算資格、ゴム先物等清算資格、農産物先物等清算資格若しくはＦＸ清算資格、ＣＤＳ業務方法書第２条第６０号に規定するＣＤＳ清算資格、金利スワップ業務方法書第２条第１２号に規定する金利スワップ清算資格、国債店頭取引業務方法書第５条第２項に規定する国債店頭取引清算資格又は商品取引業務方法書第５条第２項に規定するエネルギー先物等清算資格、堂島農産物先物等清算資格若しくは堂島砂糖先物等清算資格のうちいずれかの清算資格を有する者をいう。以下同じ。）に対し次に掲げる措置又は判断を行おうとするときは、措置評価委員会に諮問するものとする。 （１）～（５）　（略） ２・３　（略） （委員） 第４条　（略） ２　措置評価委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、取締役社長が委嘱するものとする。ただし、措置評価委員会の委員のうちの過半数は、第２号に該当する者（以下「清算参加者外委員」という。）でなければならない。

（１）　清算参加者等の常務に従事する役員又は従業員で、前条に定める諮問事項に関しすぐれた識見を有し公正な判断を行うことができる者 （２）　清算参加者等の常務に従事する役員又は従業員以外の者で、前条に定める諮問事項に関しすぐれた識見を有し公正な判断を行うことができる者 ３・４　（略） （事情聴取） 第９条　措置評価委員会は、第３条に定める諮問事項について適切な判断を行うために必要があると認めるときは、その事案に関係のある清算参加者等又は参考人の出席を求め、事情を聴取することができる。 付　則 １　この改正規定は、令和３年１月１８日から施行する。 ２　前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社又は当社以外の機関が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、令和３年１月１８日以後の当社が定める日から施行する。	（１）　清算参加者の常務に従事する役員又は従業員で、前条に定める諮問事項に関しすぐれた識見を有し公正な判断を行うことができる者 （２）　清算参加者の常務に従事する役員又は従業員以外の者で、前条に定める諮問事項に関しすぐれた識見を有し公正な判断を行うことができる者 ３・４　（略） （事情聴取） 第９条　措置評価委員会は、第３条に定める諮問事項について適切な判断を行うために必要があると認めるときは、その事案に関係のある清算参加者又は参考人の出席を求め、事情を聴取することができる。

当初証拠金所要額に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
付　則 １　この改正規定は、令和３年１月１８日から施行する。 ２　前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社又は当社以外の機関が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、令和３年１月１８日以後の当社が定める日から施行する。	
別表１ 当初証拠金所要額の算出に関する表 １．現物清算資格に係る当初証拠金所要額 現物清算資格に係る当初証拠金所要額は、次の計算式により算出される額（当該額が負数となる場合はゼロ）とし、現物清算参加者と同一の企業集団（法第５条第１項第２号に規定する企業集団をいう。以下同じ。）に属するＥＴＦ特別清算参加者が存在する場合においては、当該現物清算参加者の清算約定で未決済のものについて次の計算式により算出される額と、当該現物清算参加者の清算約定で未決済のものから当該現物清算参加者と当該ＥＴＦ特別清算参加者との間の業務方法書第３条第２項第１２号又は第１３号に規定する清算対象取引に係るものを除いて次の計算式により算出される額のいずれか大きい方の額とする。ただし、	別表１ 当初証拠金所要額の算出に関する表 １．現物清算資格に係る当初証拠金所要額 現物清算資格に係る当初証拠金所要額は、次の計算式により算出される額とする。ただし、当該額が適当でないと認められる場合には、当社が定める額とする。なお、計算式における用語の意義は、次のａからｃまでに定めるとおりとする。

当該額が適当でないと認められる場合には、当社が定める額とする。なお、計算式における用語の意義は、次のａからｃまでに定めるとおりとする。	
現物清算資格に係る当初証拠金所要額 ＝総値洗損失相当額＋総想定損失相当額 ＋純資産額に基づく割増額	現物清算資格に係る当初証拠金所要額 ＝総値洗損失相当額＋総想定損失相当額 ＋純資産額に基づく割増額
ａ　総値洗損失相当額とは、各現物清算参加者の当日までの有価証券（国債証券を除く。以下同じ。）に係る清算約定（当日取引、バイインに係るもの及び業務方法書第６４条の規定に基づく有価証券の貸借に係るものを除く。以下同じ。）で未決済のものについて、銘柄ごとに次の計算式により算出される額をいう。なお、計算式における用語の意義は、次のイからリまでに定めるとおりとする。	ａ　総値洗損失相当額とは、各清算参加者の当日までの有価証券（国債証券を除く。以下同じ。）に係る清算約定（当日取引、バイインに係るもの及び業務方法書第６４条の規定に基づく有価証券の貸借に係るものを除く。以下同じ。）で未決済のものについて、銘柄ごとに次の計算式により算出される額をいう。なお、計算式における用語の意義は、次のイからニまでに定めるとおりとする。
値洗損失相当額 ＝（当該銘柄の総買付代金－当該銘柄の総買付有価証券当日評価額）＋（当該銘柄の総売付有価証券当日評価額－当該銘柄の総売付代金）	値洗損失相当額 ＝（当該銘柄の総買付代金－当該銘柄の総買付有価証券当日評価額）＋（当該銘柄の総売付有価証券当日評価額－当該銘柄の総売付代金）
イ　（略）	イ　（略）
ロ　当該銘柄の総買付代金について、業務方法書第３条第２項第１２号及び第１３号に規定する清算対象取引（設定に係る授受に限る。）については、計算書（同第４５条の３第２項に規定する計算書をいう。以下同じ。）に記載された受益証券等申込者のＥＴＦ特別清算参加者に対する上場投資信託構成銘柄の引渡債務の額及び金銭の支払債務の額の合計額とする。	（新設）
ハ　当該銘柄の総買付代金について、	（新設）

業務方法書第３条第２項第１２号及び第１３号に規定する清算対象取引（交換に係る授受に限る。）については、計算書に記載されたＥＴＦ特別清算参加者の受益証券等申込者に対する当該銘柄の返還債務の額の合計額又は引渡債務の額の合計額とする。		
二　（略）	ロ　（略）	
ホ　当該銘柄の総売付代金について、業務方法書第３条第２項第１２号及び第１３号に規定する清算対象取引（設定に係る授受に限る。）については、計算書に記載された受益証券等申込者のＥＴＦ特別清算参加者に対する当該銘柄の引渡債務の額の合計額とする。	（新設）	
へ　当該銘柄の総売付代金について、業務方法書第３条第２項第１２号及び第１３号に規定する清算対象取引（交換に係る授受に限る。）については、計算書に記載されたＥＴＦ特別清算参加者の受益証券等申込者に対する上場投資信託構成銘柄の引渡債務の額及び交換時残余返還口数の上場投資信託受益証券の返還債務の額の合計額とする。	（新設）	
ト　当該銘柄の総売付代金について、業務方法書第３条第２項第１２号及び第１３号に規定する清算対象取引（元本の一部償還に係る授受に限る。）については、計算書に記載されたＥＴＦ特別清算参加者の受益証券等申込者に対する金銭の支払債務の額の合計額とする。	（新設）	
チ　当該銘柄の総買付有価証券当日評	ハ　当該銘柄の総買付有価証券当日評	

価額とは、買付有価証券数量（業務方法書第３条第２項第７号から第９号まで並びに第１２号及び第１３号に規定する清算対象取引にあっては、受領有価証券数量。以下同じ。）に翌日の当該銘柄に係るＤＶＰ清算値段（ＤＶＰ清算値段がない銘柄については、当社が定める値段。以下同じ。）を乗じて得た額をいう。	価額とは、買付有価証券数量（業務方法書第３条第２項第７号から第９号までに規定する清算対象取引にあっては、受領有価証券数量。以下同じ。）に翌日の当該銘柄に係るＤＶＰ清算値段（ＤＶＰ清算値段がない銘柄については、当社が定める値段。以下同じ。）を乗じて得た額をいう。
リ　当該銘柄の総売付有価証券当日評価額とは、売付有価証券数量（業務方法書第３条第２項第７号から第９号まで並びに第１２号及び第１３号に規定する清算対象取引については、引渡有価証券数量。以下同じ。）に翌日の当該銘柄に係るＤＶＰ清算値段を乗じて得た額をいう。	ニ　当該銘柄の総売付有価証券当日評価額とは、売付有価証券数量（業務方法書第３条第２項第７号から第９号までに規定する清算対象取引については、引渡有価証券数量。以下同じ。）に翌日の当該銘柄に係るＤＶＰ清算値段を乗じて得た額をいう。
ｂ　総想定損失相当額とは、当日までの当該現物清算参加者の有価証券（国債証券を除く。）に係る清算約定で未決済のものについて、次の計算式により算出される額（当該額が負数となる場合はゼロ）をいう。なお、計算式における用語の意義は、次のイ及びロに定めるとおりとする。	ｂ　総想定損失相当額とは、当日までの当該清算参加者の有価証券（国債証券を除く。）に係る清算約定で未決済のものについて、次の計算式により算出される額（当該額が負数となる場合はゼロ）をいう。なお、計算式における用語の意義は、次のイ及びロに定めるとおりとする。
総想定損失相当額 ＝算定期間内適用想定損失額合計＋銘柄別加算額	総想定損失相当額 ＝算定期間内適用想定損失額合計＋銘柄別加算額
イ・ロ　（略）	イ・ロ　（略）
ｃ　純財産額に基づく割増額とは、当該割増額の算出基準日時点における直近の現物清算参加者の純財産額（登録金融機関又は証券金融会社にあっては、純資産額をいう。以下同じ。）が２０億円未満となった場合において、次の計算式により算出される額とする。	ｃ　純財産額に基づく割増額とは、当該割増額の算出基準日時点における直近の清算参加者の純財産額（登録金融機関又は証券金融会社にあっては、純資産額をいう。以下同じ。）が２０億円未満となった場合において、次の計算式により算出される額とする。な

なお、計算式における用語の意義は、次のイ及びロに定めるとおりとする。 純財産額に基づく割増額 ＝当初証拠金所要額の割増基礎額×割増率 イ・ロ　（略） ２．　（略）	お、計算式における用語の意義は、次のイ及びロに定めるとおりとする。 純財産額に基づく割増額 ＝当初証拠金所要額の割増基礎額×割増率 イ・ロ　（略） ２．　（略）
別表３ 現物清算資格に係る当初証拠金所要額の引上げに係るリスク相当額の算出に関する表	別表３ 現物清算資格に係る当初証拠金所要額の引上げに係るリスク相当額の算出に関する表
１．営業日ごとに算出するリスク相当額は、次の計算式により算出される額（当該額が負数となる場合はゼロ）とする。なお、計算式における用語の意義は、次のａからｃまでに定めるとおりとする。 リスク相当額 ＝ストレス時リスク額＋総値洗損失相当額－現物清算資格に係る当初証拠金所要額 ａ　ストレス時リスク額とは、ストレスシナリオの下で各清算参加者の当日までの有価証券に係る清算約定で未決済のものから生じる損益額（清算参加者と同一の企業集団に属するＥＴＦ特別清算参加者が存在する場合においては、当該現物清算参加者の未決済約定から生じる損失額と、当該未決済約定から当該現物清算参加者と当該ＥＴＦ特別清算参加者との間の業務方法書第３条第２項第１２号又は第１３号に規定する清算対象取引に係る未決済約定を除いたものから生じる損失額のいずれか大きい方の額）	１．営業日ごとに算出するリスク相当額は、次の計算式により算出される額（当該額が負数となる場合はゼロ）とする。なお、計算式における用語の意義は、次のａからｃまでに定めるとおりとする。 リスク相当額 ＝ストレス時リスク額＋総値洗損失相当額－現物清算資格に係る当初証拠金所要額 ａ　ストレス時リスク額とは、ストレスシナリオの下で各清算参加者の当日までの有価証券に係る清算約定で未決済のものから生じる損益額をいう。

をいう。 （注）　ストレスシナリオとは、極端ではあるが現実に起こり得る市場環境として当社が定める価格変動の組合せをいう。以下この別表において同じ。 b　総値洗損失相当額とは、リスク相当額算出時における別表１ａに規定する総値洗損失相当額をいう。 c　（略）	（注）　ストレスシナリオとは、極端ではあるが現実に起こり得る市場環境として当社が定める価格変動の組合せをいう。以下この別表において同じ。 b　総値洗損失相当額とは、リスク相当額算出時における別表１ａの（ａ）に規定する総値洗損失相当額をいう。 c　（略）
２．各営業日の午前立会終了後に算出するリスク相当額は、次の計算式により算出される額（当該額が負数となる場合はゼロ）とする。なお、計算式における用語の意義は、次のａからｃまでに定めるとおりとする。 リスク相当額 ＝ストレス時リスク額＋総値洗損失相当額－現物清算資格に係る当初証拠金所要額 a　ストレス時リスク額とは、ストレスシナリオの下で各清算参加者の当日の午前立会終了後、当社が確認した有価証券に係る清算約定で未決済のものから生じる損益額（清算参加者と同一の企業集団に属するＥＴＦ特別清算参加者が存在する場合においては、当該現物清算参加者の未決済約定から生じる損失額と、当該未決済約定から当該現物清算参加者と当該ＥＴＦ特別清算参加者との間の業務方法書第３条第２項第１２号又は第１３号に規定する清算対象取引に係る未決済約定を除いたものから生じる損失額のいずれか大きい方の額）をいう。	２．各営業日の午前立会終了後に算出するリスク相当額は、次の計算式により算出される額（当該額が負数となる場合はゼロ）とする。なお、計算式における用語の意義は、次のａからｃまでに定めるとおりとする。 リスク相当額 ＝ストレス時リスク額＋総値洗損失相当額－現物清算資格に係る当初証拠金所要額 a　ストレス時リスク額とは、ストレスシナリオの下で各清算参加者の当日の午前立会終了後、当社が確認した有価証券に係る清算約定で未決済のものから生じる損益額をいう。以下この別表において同じ。

以下この別表において同じ。 b　総値洗損失相当額とは、リスク相当額算出時における別表２ａに規定する総値洗損失相当額（日中算出分）をいう。 c　（略）	b　総値洗損失相当額とは、リスク相当額算出時における別表２ａの（ａ）に規定する総値洗損失相当額（日中算出分）をいう。 c　（略）

清算基金所要額に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
付　則 １　この改正規定は、令和３年１月１８日から施行する。 ２　前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社又は当社以外の機関が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、令和３年１月１８日以後の当社が定める日から施行する。	
別表 清算基金所要額の算出に関する表	別表 清算基金所要額の算出に関する表
１．現物清算資格に係る清算基金所要額（以下「現物清算基金所要額」という。） 現物清算基金所要額は、次に定める計算式により算出される額とする。ただし、当該額が１，０００万円を下回る場合は、１，０００万円とする。なお、計算式における用語の意義は、次のａからｃまでに定めるとおりとする。	１．現物清算資格に係る清算基金所要額（以下「現物清算基金所要額」という。） 現物清算基金所要額は、次に定める計算式により算出される額とする。ただし、当該額が１，０００万円を下回る場合は、１，０００万円とする。なお、計算式における用語の意義は、次のａからｃまでに定めるとおりとする。
現物清算基金所要額 ＝現物清算基金総額×個社按分基礎当初証拠金所要額／全社総額按分基礎当初証拠金所要額	現物清算基金所要額 ＝現物清算基金総額×個社按分基礎当初証拠金所要額／全社総額按分基礎当初証拠金所要額
ａ　現物清算基金総額とは、日次最大担保超過リスク額の算出対象期間	ａ　現物清算基金総額とは、日次最大担保超過リスク額の算出対象期間

（現物等清算基金所要額算出基準日からさかのぼって６か月間をいう。第４項において同じ。）における平均額をいう。 （注１）　（略） （注１－１）　担保超過リスク額とは、ストレスシナリオ（極端ではあるが現実に起こり得る市場環境として当社が定める価格変動の組合せをいう。）の下で各清算参加者の未決済約定から生じる損失額（清算参加者と同一の企業集団（法第５条第１項第２号に規定する企業集団をいう。）に属するＥＴＦ特別清算参加者が存在する場合においては、当該清算参加者の未決済約定から生じる損失額と、当該未決済約定から当該清算参加者と当該ＥＴＦ特別清算参加者との間の業務方法書第３条第２項第１２号又は第１３号に規定する清算対象取引に係る未決済約定を除いたものから生じる損失額のいずれか大きい方の額）から担保超過リスク額を計算する日の前日において業務方法書第１５条の２の規定により算出した当該各清算参加者の当初証拠金所要額（担保超過リスク額を計算する日において同第１５条の３の規定により当初証拠金所要額（日中算出分）が算出され、当該当初証拠金所要額（日中算出分）から担保超過リスク額を計算する日の前日における当初証拠金所要額	（現物等清算基金所要額算出基準日からさかのぼって６か月間をいう。第４項において同じ。）における平均額をいう。 （注１）　（略） （注１－１）　担保超過リスク額とは、ストレスシナリオ（極端ではあるが現実に起こり得る市場環境として当社が定める価格変動の組合せをいう。）の下で各清算参加者の未決済約定から生じる損失額から担保超過リスク額を計算する日の前日において業務方法書第１５条の２の規定により算出した当該各清算参加者の当初証拠金所要額（担保超過リスク額を計算する日において同第１５条の３の規定により当初証拠金所要額（日中算出分）が算出され、当該当初証拠金所要額（日中算出分）から担保超過リスク額を計算する日の前日における当初証拠金所要額を控除した額が３，０００万円を超える場合には、当該当初証拠金所要額（日中算出分））を差し引いた額をいう。

を控除した額が３，０００万円を超える場合には、当該当初証拠金所要額（日中算出分)）を差し引いた額をいう。 ｂ・ｃ　（略） ２．～７．　（略）	ｂ・ｃ　（略） ２．～７．　（略）

証券決済未了の場合及びバイインの取扱いに関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
（遅延損害金の授受） 第３条　証券決済未了に係る渡方現物清算参加者及び渡方ＥＴＦ特別清算参加者（以下「証券決済未了渡方清算参加者」という。）は、証券決済未了の場合、その日のＤＶＰ清算値段に証券決済未了に係る有価証券の数量を乗じた額（当該日が休業日の前日に当たる場合は、当該日のＤＶＰ清算値段に証券決済未了に係る有価証券の数量を乗じた額に、当該日の翌日までの休業日の日数に１を加えた数を乗じた額）１００円につき４銭の遅延損害金を当社に支払わなければならない。	（遅延損害金の授受） 第３条　証券決済未了に係る渡方現物清算参加者（以下「証券決済未了渡方清算参加者」という。）は、証券決済未了の場合、その日のＤＶＰ清算値段に証券決済未了に係る有価証券の数量を乗じた額（当該日が休業日の前日に当たる場合は、当該日のＤＶＰ清算値段に証券決済未了に係る有価証券の数量を乗じた額に、当該日の翌日までの休業日の日数に１を加えた数を乗じた額）１００円につき４銭の遅延損害金を当社に支払わなければならない。
２　証券決済未了渡方清算参加者（渡方ＥＴＦ特別清算参加者を除く。）は、利付転換社債型新株予約権付社債券について、業務方法書第６４条第３項第４号に定める日の前日における証券決済未了の場合、前項の規定による遅延損害金に加え、当該定める日におけるＤＶＰ清算値段に証券決済未了に係る有価証券の数量を乗じた額（当該日が休業日の前日に当たる場合は、当該日のＤＶＰ清算値段に証券決済未了に係る有価証券の数量を乗じた額に、当該日の翌日までの休業日の日数に１を加えた数を乗じた額）１００円につき４銭の遅延損害金を当社に支払わなければならない。	２　証券決済未了渡方清算参加者は、利付転換社債型新株予約権付社債券について、業務方法書第６４条第３項第４号に定める日の前日における証券決済未了の場合、前項の規定による遅延損害金に加え、当該定める日におけるＤＶＰ清算値段に証券決済未了に係る有価証券の数量を乗じた額（当該日が休業日の前日に当たる場合は、当該日のＤＶＰ清算値段に証券決済未了に係る有価証券の数量を乗じた額に、当該日の翌日までの休業日の日数に１を加えた数を乗じた額）１００円につき４銭の遅延損害金を当社に支払わなければならない。
３　当社は、前２項の規定により受領した遅延損害金を、証券決済未了に係る受方現物清算参加者及び受方ＥＴＦ特別清算参加者（以下「証券決済未了受方清算参加者」という。）に交付する。ただし、当	３　当社は、前２項の規定により受領した遅延損害金を、証券決済未了に係る受方現物清算参加者（以下「証券決済未了受方清算参加者」という。）に交付する。ただし、当該証券決済未了受方清算参加者

該証券決済未了受方清算参加者が、業務方法書の取扱い第１４条の規定に基づく申告を証券決済未了に係る有価証券の銘柄について行っていた場合においては、当社は、当該申告に係る数量（証券決済未了に係る数量に限る。）について、前２項の規定により受領した遅延損害金の４分の３に相当する額の金銭を、当該証券決済未了受方清算参加者に交付する。	が、業務方法書の取扱い第１４条の規定に基づく申告を証券決済未了に係る有価証券の銘柄について行っていた場合においては、当社は、当該申告に係る数量（証券決済未了に係る数量に限る。）について、前２項の規定により受領した遅延損害金の４分の３に相当する額の金銭を、当該証券決済未了受方清算参加者に交付する。
４　（略）	４　（略）
（遅延違約金の支払い） 第４条　（略）	（遅延違約金の支払い） 第４条　（略）
２　証券決済未了渡方清算参加者（渡方ＥＴＦ特別清算参加者を除く。第４項において同じ。）は、利付転換社債型新株予約権付社債券について、約定決済日から起算して５日目以降の日であって業務方法書第６４条第３項第４号に定める日の前日における証券決済未了の場合、前項の規定による遅延違約金に加え、当該定める日におけるＤＶＰ清算値段に証券決済未了に係る有価証券の数量を乗じた額１００円につき２銭の遅延違約金を当社に支払わなければならない。	２　証券決済未了渡方清算参加者は、利付転換社債型新株予約権付社債券について、約定決済日から起算して５日目以降の日であって業務方法書第６４条第３項第４号に定める日の前日における証券決済未了の場合、前項の規定による遅延違約金に加え、当該定める日におけるＤＶＰ清算値段に証券決済未了に係る有価証券の数量を乗じた額１００円につき２銭の遅延違約金を当社に支払わなければならない。
３　前２項の遅延違約金のほか、転換社債型新株予約権付社債券以外の有価証券について、業務方法書第６４条第３項各号に掲げる日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）において、証券決済未了により決済を翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。）に繰り延べた場合には、証券決済未了渡方清算参加者は、同項各号に掲げる日の各銘柄のＤＶＰ清算値段と同項各号に掲げる日の前日の各銘柄のＤＶＰ清算	３　前２項の遅延違約金のほか、転換社債型新株予約権付社債券以外の有価証券について、業務方法書第６４条第３項各号に掲げる日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）において、証券決済未了により決済を翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。）に繰り延べた場合には、証券決済未了渡方清算参加者は、同項各号に掲げる日の各銘柄のＤＶＰ清算値段と同項各号に掲げる日の２日前の日の各銘柄のＤＶ

値段のうちいずれか高い清算値段に証券決済未了に係る有価証券の数量を乗じた額１００円につき８銭の期末銘柄等遅延違約金を当社に支払わなければならない。	Ｐ清算値段のうちいずれか高い清算値段に証券決済未了に係る有価証券の数量を乗じた額１００円につき８銭の期末銘柄等遅延違約金を当社に支払わなければならない。
４　第１項及び第２項の遅延違約金のほか、転換社債型新株予約権付社債券について、業務方法書第６４条第３項第２号又は第３号に掲げる日の前日において証券決済未了により決済を翌日に繰り延べた場合（利付転換社債型新株予約権付社債券について、同項第２号又は第３号に掲げる日の前日が同項第４号に掲げる日に当たるときは、同項第２号又は第３号に掲げる日の２日前の日において、証券決済未了により決済を２日後に繰り延べた場合）には、証券決済未了渡方清算参加者は、同項第２号又は第３号に掲げる日の前日の各銘柄のＤＶＰ清算値段と同項第２号又は第３号に掲げる日の２日前（この項前段のかっこ書の規定により決済を２日後に繰り延べた場合には３日前）の日の各銘柄のＤＶＰ清算値段のうちいずれか高い清算値段（以下「期末銘柄等遅延違約金算定値段」という。）に証券決済未了に係る転換社債型新株予約権付社債券の数量を乗じた額１００円につき８銭の期末銘柄等遅延違約金を当社に支払わなければならない。ただし、同項第２号又は第３号に掲げる日において決済を行った場合は、当該決済を行った数量に係る期末銘柄等遅延違約金は、期末銘柄等遅延違約金算定値段に当該決済を行った数量を乗じた額１００円につき２銭とする。	４　第１項及び第２項の遅延違約金のほか、転換社債型新株予約権付社債券について、業務方法書第６４条第３項第２号又は第３号に掲げる日の前日において証券決済未了により決済を翌日に繰り延べた場合（利付転換社債型新株予約権付社債券について、同項第２号又は第３号に掲げる日の前日が同項第４号に掲げる日に当たるときは、同項第２号又は第３号に掲げる日の２日前の日において、証券決済未了により決済を２日後に繰り延べた場合）には、証券決済未了渡方清算参加者は、同項第２号又は第３号に掲げる日の前日の各銘柄のＤＶＰ清算値段と同項第２号又は第３号に掲げる日の３日前（この項前段のかっこ書の規定により決済を２日後に繰り延べた場合には４日前）の日の各銘柄のＤＶＰ清算値段のうちいずれか高い清算値段（以下「期末銘柄等遅延違約金算定値段」という。）に証券決済未了に係る転換社債型新株予約権付社債券の数量を乗じた額１００円につき８銭の期末銘柄等遅延違約金を当社に支払わなければならない。ただし、同項第２号又は第３号に掲げる日において決済を行った場合は、当該決済を行った数量に係る期末銘柄等遅延違約金は、期末銘柄等遅延違約金算定値段に当該決済を行った数量を乗じた額１００円につき２銭とする。
５　（略）	５　（略）

（転換社債型新株予約権付社債券の経過利子） 第７条　証券決済未了渡方清算参加者（渡方ＥＴＦ特別清算参加者を除く。次条において同じ。）は、約定決済日の翌日以降の経過利子を当社及び証券決済未了受方清算参加者（受方ＥＴＦ特別清算参加者を除く。次条において同じ。）に請求することができない。	（転換社債型新株予約権付社債券の経過利子） 第７条　証券決済未了渡方清算参加者は、約定決済日の翌日以降の経過利子を当社及び証券決済未了受方清算参加者に請求することができない。
（バイインによる売買の買方現物清算参加者の指定及び買付申込み） 第１４条　証券決済未了受方清算参加者がバイインの請求を行った場合において、当該請求日から起算して３日目の日のＤＶＰ決済に係る決済時限を超えてもなお当該証券決済未了受方清算参加者の決済が繰り延べられている場合には、当社は、当該請求が行われた時点以前において証券決済未了渡方清算参加者となっていた現物清算参加者又はＥＴＦ特別清算参加者のうちから、バイインの買付けを行うべき現物清算参加者又はＥＴＦ特別清算参加者を指定する。この場合においては、当該清算参加者は、当該指定の日に当社が指定する数量について自己の計算においてバイインの買付けの申込みを行ったものとみなす。	（バイインによる売買の買方現物清算参加者の指定及び買付申込み） 第１４条　証券決済未了受方清算参加者がバイインの請求を行った場合において、当該請求日から起算して３日目の日のＤＶＰ決済に係る決済時限を超えてもなお当該証券決済未了受方清算参加者の決済が繰り延べられている場合には、当社は、当該請求が行われた時点以前において証券決済未了渡方清算参加者となっていた現物清算参加者のうちから、バイインの買付けを行うべき現物清算参加者を指定する。この場合においては、当該現物清算参加者は、当該指定の日に当社が指定する数量について自己の計算においてバイインの買付けの申込みを行ったものとみなす。
２　前項のバイインによる売買の一部又は全部が成立しなかった場合の未成立数量については、当社は、翌日以降当該数量についてバイインによる売買が成立するまでの間、毎日、バイインの買付けを行うべき現物清算参加者又はＥＴＦ特別清算参加者を指定する。この場合において	２　前項のバイインによる売買の一部又は全部が成立しなかった場合の未成立数量については、当社は、翌日以降当該数量についてバイインによる売買が成立するまでの間、毎日、バイインの買付けを行うべき現物清算参加者を指定する。この場合においては、当該現物清算参加者は、

は、当該清算参加者は、当該指定の日に当社が指定する数量について自己の計算においてバイインの買付けの申込みを行ったものとみなす。ただし、当該バイインの請求がその効力を失った場合及び当該証券決済未了受方清算参加者が当該請求を取り下げた場合は、この限りでない。 ３　（略） 付　則 １　この改正規定は、令和３年１月１８日から施行する。 ２　前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社又は当社以外の機関が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、令和３年１月１８日以後の当社が定める日から施行する。	当該指定の日に当社が指定する数量について自己の計算においてバイインの買付けの申込みを行ったものとみなす。ただし、当該バイインの請求がその効力を失った場合及び当該証券決済未了受方清算参加者が当該請求を取り下げた場合は、この限りでない。 ３　（略）

有価証券引渡票に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
（有価証券引渡票の発行方法等） 第３条　有価証券引渡票の発行は、当該有価証券引渡票に係る有価証券の銘柄及び数量、有価証券引渡票受方現物清算参加者等（有価証券引渡票受方現物清算参加者及び有価証券引渡票受方ＥＴＦ特別清算参加者をいう。以下同じ。）の名称、発行事由その他当社が必要と認める事項を、渡方現物清算参加者等（渡方現物清算参加者及び渡方ＥＴＦ特別清算参加者をいう。以下同じ。）が当社に通知することにより行うものとし、当該発行をもって、渡方清算参加者等は当社に、当社は受方現物清算参加者等（受方現物清算参加者及び受方ＥＴＦ特別清算参加者をいう。）に、それぞれ有価証券引渡票を交付したものとみなす。	（有価証券引渡票の発行方法等） 第３条　有価証券引渡票の発行は、当該有価証券引渡票に係る有価証券の銘柄及び数量、有価証券引渡票受方現物清算参加者の名称、発行事由その他当社が必要と認める事項を、渡方現物清算参加者が当社に通知することにより行うものとし、当該発行をもって、渡方清算参加者は当社に、当社は受方現物清算参加者に、それぞれ有価証券引渡票を交付したものとみなす。
（品借料の徴収） 第５条　有価証券引渡票を発行した渡方現物清算参加者等は、前条の規定により当社に預託した金銭（渡方ＥＴＦ特別清算参加者については前条の規定が適用されるとしたら預託すべき金銭）１００円につき、１日４銭の品借料を当社に支払わなければならない。当社は、これを有価証券引渡票受方現物清算参加者に交付する。	（品借料の徴収） 第５条　有価証券引渡票を発行した渡方現物清算参加者は、前条の規定により当社に預託した金銭１００円につき、１日４銭の品借料を当社に支払わなければならない。当社は、これを有価証券引渡票受方現物清算参加者に交付する。
２　（略） ３　品借料の計算期間は、有価証券引渡票の発行の日の翌日から当該有価証券引渡票に係る有価証券の貸借の決済を履行する日まで（休業日を含む。）とする。ただ	２　（略） ３　品借料の計算期間は、有価証券引渡票の発行の日の翌日から当該有価証券引渡票に係る有価証券の貸借の決済を履行する日まで（休業日を含む。）とする。ただ

し、渡方現物清算参加者等が有価証券引渡票を発行した日のうちに当該有価証券の貸借の決済を履行した場合は、品借料は１日分として計算する。	し、渡方現物清算参加者が有価証券引渡票を発行した日のうちに当該有価証券の貸借の決済を履行した場合は、品借料は１日分として計算する。
（配当金又は権利の引渡通知書） 第６条　業務方法書第６４条第３項ただし書に規定する場合で、有価証券引渡票に係る有価証券の貸借の決済が同項第１号又は第４号に掲げる日の前日を超えることについて有価証券引渡票受方現物清算参加者の承諾を受けたときには、渡方現物清算参加者等は、当該貸借の決済に際し、所定の「配当金・権利等引渡通知書」を有価証券引渡票受方現物清算参加者等に交付するものとする。ただし、同項第１号に掲げる日において第９条第１項第１号本文の規定により当該貸借の決済を行う場合は、この限りでない。	（配当金又は権利の引渡通知書） 第６条　業務方法書第６４条第３項ただし書に規定する場合で、有価証券引渡票に係る有価証券の貸借の決済が同項第１号又は第４号に掲げる日の前日を超えることについて有価証券引渡票受方現物清算参加者の承諾を受けたときには、渡方現物清算参加者は、当該貸借の決済に際し、所定の「配当金・権利等引渡通知書」を有価証券引渡票受方現物清算参加者に交付するものとする。ただし、同項第１号に掲げる日において第９条第１項第１号本文の規定により当該貸借の決済を行う場合は、この限りでない。
（売買単位未満株式の金銭処理） 第７条　前条の規定により「配当金・権利等引渡通知書」を添付した場合において、渡方現物清算参加者等が引き渡すこととなる権利のうち、売買単位（指定市場開設者が定める売買単位をいう。）に満たない数の株式（以下「売買単位未満株式」という。）に係る権利については、渡方現物清算参加者等は、当該売買単位未満株式の買取りを発行会社に請求することができることとなった日に買取りを請求した場合の当該発行会社による買取価格に当該売買単位未満株式の数を乗じて得た額の金銭を有価証券引渡票受方現物清算参加者等に交付するものとする。ただし、渡方現物清算参加者等と有価証券引渡票受方	（売買単位未満株式の金銭処理） 第７条　前条の規定により「配当金・権利等引渡通知書」を添付した場合において、渡方現物清算参加者が引き渡すこととなる権利のうち、売買単位（指定市場開設者が定める売買単位をいう。）に満たない数の株式（以下「売買単位未満株式」という。）に係る権利については、渡方現物清算参加者は、当該売買単位未満株式の買取りを発行会社に請求することができることとなった日に買取りを請求した場合の当該発行会社による買取価格に当該売買単位未満株式の数を乗じて得た額の金銭を有価証券引渡票受方現物清算参加者に交付するものとする。ただし、渡方現物清算参加者と有価証券引渡票受方現物清

現物清算参加者等との間で、売買単位未満株式に係る権利の処理について別段の定めをした場合は、この限りでない。	算参加者との間で、売買単位未満株式に係る権利の処理について別段の定めをした場合は、この限りでない。
（債券等の経過利子） 第８条　利付債券、利付転換社債型新株予約権付社債券又は利付交換社債券の引渡しにつき有価証券引渡票を発行した渡方現物清算参加者は、当該有価証券引渡票を発行した日の翌日以降の経過利子を、当社及び有価証券引渡票受方現物清算参加者等に請求することができない。	（債券等の経過利子） 第８条　利付債券、利付転換社債型新株予約権付社債券又は利付交換社債券の引渡しにつき有価証券引渡票を発行した渡方現物清算参加者は、当該有価証券引渡票を発行した日の翌日以降の経過利子を、当社及び有価証券引渡票受方現物清算参加者に請求することができない。
（有価証券引渡票に係る貸借の決済方法） 第９条　有価証券引渡票を発行した渡方現物清算参加者等は、当該有価証券引渡票に係る貸借の決済を行おうとするときは、当社が定める方法によりその旨を当社に通知するものとする。 ２・３　（略）	（有価証券引渡票に係る貸借の決済方法） 第９条　有価証券引渡票を発行した渡方現物清算参加者は、当該有価証券引渡票に係る貸借の決済を行おうとするときは、当社が定める方法によりその旨を当社に通知するものとする。 ２・３　（略）
付　則 １　この改正規定は、令和３年１月１８日から施行する。 ２　前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社又は当社以外の機関が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、令和３年１月１８日以後の当社が定める日から施行する。	

清算参加者に対する検査に関する規則に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
清算参加者等に対する検査に関する規則	清算参加者に対する検査に関する規則
（資料の請求等） 第３条　検査員は、清算参加者等の役員又は従業員に対し、必要があると認める帳簿、書類その他の物件の提示若しくは閲覧、資料の提出又は事実の説明及び当該説明の内容を記載した文書の作成を求めることができる。	（資料の請求等） 第３条　検査員は、清算参加者の役員又は従業員に対し、必要があると認める帳簿、書類その他の物件の提示若しくは閲覧、資料の提出又は事実の説明及び当該説明の内容を記載した文書の作成を求めることができる。
（清算参加者等の義務） 第５条　清算参加者等の役員及び従業員は、検査員から第３条に規定する要求があった場合には、正当な理由なくこれを拒否することができない。	（清算参加者の義務） 第５条　清算参加者の役員及び従業員は、検査員から第３条に規定する要求があった場合には、正当な理由なくこれを拒否することができない。
（検査の実施方法及び時期） 第６条　検査は、清算参加者等の本店その他の営業所又は主たる事務所その他の事務所（以下「店舗」という。）に臨んで行う。ただし、当社が必要があると認めるときは、当該清算参加者等が当社に提出する書類により行うものとする。 ２　当社は、必要があると認めるときはいつでも清算参加者等に対して前項の検査を行うものとする。	（検査の実施方法及び時期） 第６条　検査は、清算参加者の本店その他の営業所又は主たる事務所その他の事務所（以下「店舗」という。）に臨んで行う。ただし、当社が必要があると認めるときは、当該清算参加者が当社に提出する書類により行うものとする。 ２　当社は、必要があると認めるときはいつでも清算参加者に対して前項の検査を行うものとする。
（検査の通知） 第７条　当社は、清算参加者等の店舗に臨んで検査を行う場合は、当該清算参加者等に対して、検査の開始日及び方法、検査員の氏名その他必要な事項を通知する。ただし、当社がその必要がないと認める	（検査の通知） 第７条　当社は、清算参加者の店舗に臨んで検査を行う場合は、当該清算参加者に対して、検査の開始日及び方法、検査員の氏名その他必要な事項を通知する。ただし、当社がその必要がないと認めるとき

ときは、この限りでない。	は、この限りでない。
（検査員証明書の提示） 第８条　検査員は、検査業務開始に当たり、清算参加者等に検査員証明書を提示する。	（検査員証明書の提示） 第８条　検査員は、検査業務開始に当たり、清算参加者に検査員証明書を提示する。
（事実の認定） 第９条　第４条第２号に規定する事実の認定については、次の各号に定めるところによる。 （１）　当社は、検査員が事実の認定を行うに当たって、当該検査員と清算参加者等との間で当該事実の認定に関する認識について相違がある場合は、当該清算参加者等から、書面をもって、意見の申立てを受理する。 （２）　（略） （３）　当社は、前号の審理を行う場合、清算参加者等及び検査員に対して、必要に応じて、事実を認定するために参考となるべき報告若しくは資料の提出を請求し、又は審尋する。 （４）　当社は、第２号の審理の結果を決定した場合には、遅滞なく、その旨を当該清算参加者等に通知する。	（事実の認定） 第９条　第４条第２号に規定する事実の認定については、次の各号に定めるところによる。 （１）　当社は、検査員が事実の認定を行うに当たって、当該検査員と清算参加者との間で当該事実の認定に関する認識について相違がある場合は、当該清算参加者から、書面をもって、意見の申立てを受理する。 （２）　（略） （３）　当社は、前号の審理を行う場合、清算参加者及び検査員に対して、必要に応じて、事実を認定するために参考となるべき報告若しくは資料の提出を請求し、又は審尋する。 （４）　当社は、第２号の審理の結果を決定した場合には、遅滞なく、その旨を当該清算参加者に通知する。
（検査結果の通知） 第１０条　当社は、検査を終えた場合は、当該検査の結果を当該清算参加者等に通知する。	（検査結果の通知） 第１０条　当社は、検査を終えた場合は、当該検査の結果を当該清算参加者に通知する。
付　則 １　この改正規定は、令和３年１月１８日から施行する。	

２　前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社又は当社以外の機関が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、令和３年１月１８日以後の当社が定める日から施行する。	